



第2次 嘉麻市  
総合計画

後期基本計画

2022-2026

いきたい 住みたい つながりたい  
遠賀川源流のまち 嘉麻

～ みんなで創る“誇れるふるさと”“未来のふるさと”～



KAMACITY



## ごあいさつ

本市は平成 29 年 3 月に「第 2 次嘉麻市総合計画」を策定し、「いきたい 住みたい つながりたい 遠賀川源流のまち嘉麻～みんなで創る “誇れるふるさと”“未来のふるさと”～」の実現に向けて、様々な施策を展開してまいりました。

その間、平成から令和へと移り変わり、国連で採択された国際社会の共通目標である持続可能な開発目標（SDGs）に対する世界的な動き、新型コロナウイルス感染症の影響や少子高齢化による人口減少の進行、自然災害の激甚化など、わが国を取り巻く情勢は日々大きく変化をしております。

また、市民ニーズの多様化、地域コミュニティの衰退、デジタル化の目覚ましい革新への対応など、市政を取り巻く状況も大きく変化してきており、あらゆる面において時代の変革期を迎えていると感じています。

このたび策定した「第 2 次嘉麻市総合計画後期基本計画」では、こうした情勢の変化に伴い、今後ますます複雑化する行政課題に対応していくため、これまで取り組んできた施策の成果を点検・検証するとともに、時代に即したまちづくりとして SDGs をふまえた「誰一人取り残さない」人権尊重の理念を基礎に、持続可能な地域経済の好循環化に取り組み、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、脱炭素社会の実現、地域コミュニティの活性化や DX の推進などを新たな取組として掲げ、活力ある地域社会の実現を目指し、嘉麻市に住んでみたい、帰ってきたいと思わせるような魅力あるまちづくりを目指してまいります。

「自治体消滅」という言葉が聞こえる近年、これからは市民の皆様と行政がそれぞれの立場で役割を担い、責任を果たしながら、協働によるまちづくりを実践していくことが求められます。本計画の推進にあたっては、本計画策定に係る基本施策ごとに、「市民・事業者等の役割」の項目を設け、わかり易く記載しました。

今後も基本構想における将来像の実現に向けて、市民の皆様や関係者の皆様とともに、進めてまいりますので、引き続きよろしく申し上げます。

結びに、後期基本計画の策定に際し、貴重なご意見・ご提言を賜りました市民の皆様をはじめ、慎重かつ熱心にご審議いただきました嘉麻市総合計画策定審議会委員の皆様、市議会議員など関係各位に対しまして深く感謝申し上げますとともに、今後、本計画の実現に向け、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 9 月

嘉麻市長 赤間 幸弘



|   |           |
|---|-----------|
| <b>第1編 序論</b> .....                     | <b>1</b>  |
| <b>第1章 後期基本計画の策定にあたって</b> .....         | <b>2</b>  |
| 1. 計画策定の目的.....                         | 2         |
| 2. 計画の位置づけ.....                         | 2         |
| 3. 計画の構成と計画期間.....                      | 3         |
| <b>第2章 嘉麻市を取り巻く情勢</b> .....             | <b>4</b>  |
| 1. 嘉麻市の特性.....                          | 4         |
| 2. まちづくりに対する市民意識.....                   | 10        |
| 3. 時代の潮流.....                           | 11        |
| <b>第2編 基本計画</b> .....                   | <b>15</b> |
| 1. 持続可能な開発目標（SDG s）の推進.....             | 16        |
| 2. 施策の体系と関連するSDG s.....                 | 18        |
| <b>第1章 豊かな暮らしを支える活力あるまちづくり</b> .....    | <b>20</b> |
| 1. 地域の特性を活かした農林業の振興.....                | 20        |
| 2. 活気ある商業の振興.....                       | 22        |
| 3. 活力ある工業の振興.....                       | 24        |
| 4. 創業支援・企業誘致の推進.....                    | 26        |
| 5. 観光まちづくりの推進と交流人口の拡大.....              | 28        |
| 6. 雇用対策・勤労者福祉・消費者保護の充実.....             | 30        |
| <b>第2章 誰もが健やかに暮らせる福祉のまちづくり</b> .....    | <b>32</b> |
| 1. 生涯にわたるいきいきした健康社会の実現.....             | 32        |
| 2. いつまでも笑顔で元気に暮らせる高齢者福祉の充実.....         | 36        |
| 3. 子育て支援の充実.....                        | 38        |
| 4. ノーマライゼーションの理念に基づく障がい者福祉の充実.....      | 40        |
| 5. 安心・ゆとりのある地域福祉の充実.....                | 42        |
| <b>第3章 ふるさとに誇りを持てる教育・文化のまちづくり</b> ..... | <b>44</b> |
| 1. 少人数指導等による学力向上.....                   | 44        |
| 2. 個性又は能力を育成する学校教育の充実.....              | 45        |
| 3. 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進.....  | 48        |
| 4. 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進.....              | 50        |
| 5. 体力及び運動能力向上の推進.....                   | 52        |
| 6. 市民文化の創造.....                         | 54        |
| <b>第4章 自然と共生する安全・安心なまちづくり</b> .....     | <b>56</b> |
| 1. 計画的な土地利用.....                        | 56        |
| 2. 暮らしや産業を支える道路網の整備.....                | 58        |
| 3. 公共交通の利便性の確保.....                     | 60        |
| 4. 特色ある公園・緑地の整備と適切な維持管理.....            | 62        |
| 5. 快適な住環境の形成.....                       | 64        |
| 6. 安心して暮らせるまちづくり.....                   | 66        |
| 7. 環境にやさしいまちづくり.....                    | 68        |
| <b>第5章 市民と行政による協働のまちづくり</b> .....       | <b>70</b> |
| 1. 人権教育・啓発の推進.....                      | 70        |
| 2. 男女共同参画の推進.....                       | 72        |
| 3. 市民参画の推進.....                         | 74        |
| 4. 公共施設の適切な維持管理.....                    | 76        |
| 5. 組織機構改革と人材育成.....                     | 78        |
| 6. 財政健全化の推進.....                        | 80        |

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>資料編</b> .....                 | <b>83</b> |
| <b>資料1：第2次嘉麻市総合計画基本構想</b> .....  | <b>84</b> |
| <b>第1章 嘉麻市のまちづくりが目指すもの</b> ..... | <b>84</b> |
| 1. 市の将来像.....                    | 84        |
| 2. まちづくりの視点.....                 | 85        |
| <b>第2章 目標人口</b> .....            | <b>86</b> |
| 1. 人口の見通し.....                   | 86        |
| 2. 目標人口.....                     | 86        |
| <b>第3章 土地利用の方針</b> .....         | <b>86</b> |
| 1. 新しい都市構造の形成.....               | 86        |
| 2. 土地利用の方針.....                  | 87        |
| 3. 土地利用構想図.....                  | 89        |
| <b>第4章 まちづくりの方針</b> .....        | <b>90</b> |
| 1. 施策の体系.....                    | 90        |
| 2. まちづくりの基本方針.....               | 91        |





序 論

## 1. 計画策定の目的

本市は、平成 18（2006）年 3 月に旧山田市・旧稲築町・旧嘉穂町・旧碓井町の合併により誕生し、翌年の平成 19（2007）年 3 月に「第 1 次嘉麻市総合計画（2007-2016）」を策定しました。

この第 1 次総合計画の策定から 10 年後の平成 29（2017）年 3 月に「第 2 次嘉麻市総合計画 前期基本計画（2017-2021）」を策定しましたが、この前期基本計画の計画期間が終了することから、これまでの計画の成果を検証するとともに、基礎調査、令和元（2019）年度に実施した市民意向調査や社会情勢の変化等を踏まえて計画を見直し、第 2 次総合計画 後期基本計画として策定するものです。

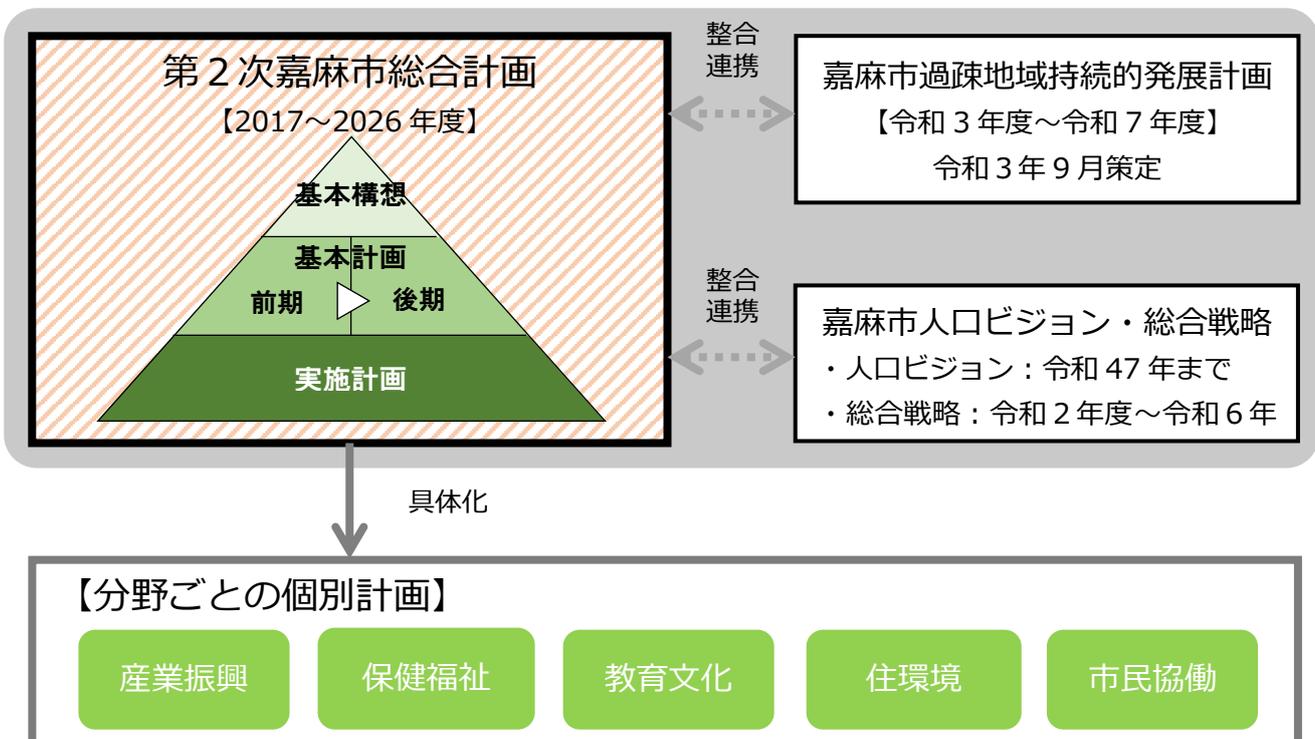
本計画は、今後 5 年間で市民や事業者の皆様とともに取り組む施策の方向を示すことを目的に策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「第 2 次嘉麻市総合計画 前期基本計画」の成果を踏まえた後続計画で、市の総合的な計画指針として、また、市が目指す将来像の実現に向け、市民や事業者等の皆様と協働でまちづくりを進めていくための「市民共有」の指針として位置づけられるものです。

なお、本計画は令和 3（2021）年 9 月に策定した「嘉麻市過疎地域持続的発展計画」との整合を図るとともに、令和 2（2020）年 3 月に策定した「嘉麻市人口ビジョン・第 2 期総合戦略」における戦略的な取組に関する内容を反映したものとなっています。

### 計画の位置づけ





## 1. 嘉麻市の特性

### (1) 位置・地勢・自然環境

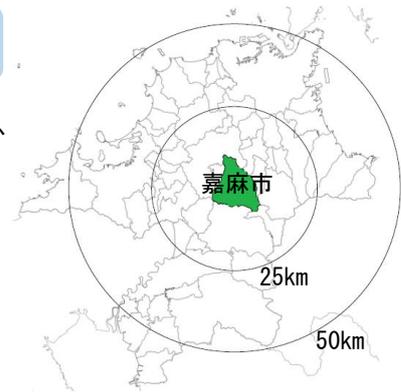
#### 福岡県のほぼ中央に位置し、内陸性気候

本市は、福岡県のほぼ中央に位置し、北は飯塚市に、東は田川市、川崎町、添田町に、西は桂川町に、南は朝倉市、東峰村にそれぞれ接しています。

市の南部は古処・屏・馬見連峰、南東部は戸谷ヶ岳、熊ヶ畑山などの山林で、そこを源とする遠賀川をはじめ、河川が南から北に流れ、市の北部及び北西部に流域平野を形成しています。

また、本市は県央に位置しているため、広域的なアクセス性を高めることにより、企業誘致や観光交流等の可能性を高めることができます。

なお、気候は、夏冬、昼夜の気温差が大きい内陸性気候の特徴を示しています。



#### 遠賀川の恩恵を受けた豊かな自然環境

本市は、九州では珍しく鮭が遡上する遠賀川の源流に位置しているほか、馬見山（978m）・屏山（927m）・古処山（860m）一帯が県立自然公園に指定されているなど、豊かな自然に恵まれています。

古処山の登山コースの頂上付近には、広さ約3ヘクタールにおよぶツゲの原生林があり、国の特別天然記念物となっています。

大法白馬山は、大法山・白馬山一帯を指し、県指定天然記念物である「バクチノキ」や照葉樹の自然林に覆われ、自然歩道も整備され、麓には梅林公園が整備されています。

また、市の花「ツツジ」や、市の木「さくら」などが公園や学校の市内各所に見られ、多くの市民に愛され、親しまれています。

### (2) 土地利用

#### 市域の約53%が山林と耕作地

市域面積は135.11k㎡で、その約53%が山林と耕作地になっており、多様な生態系を保護する山林や、河川流域に広がる生産緑地などの水と緑が豊富な地域です。

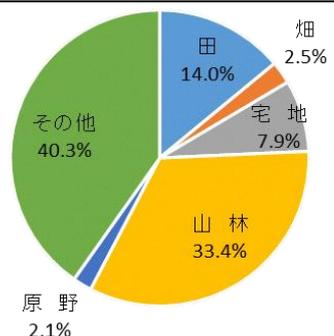
#### 土地利用面積の推移

※R3 嘉麻市統計書（令和3年4月改訂版）

面積（k㎡）

|     | 平成28年  | 平成29年  | 平成30年  | 平成31年  | 令和2年   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 田   | 18.50  | 18.48  | 18.37  | 18.32  | 18.26  |
| 畑   | 3.38   | 3.38   | 3.33   | 3.33   | 3.21   |
| 宅地  | 10.13  | 10.19  | 10.24  | 10.26  | 10.28  |
| 山林  | 41.60  | 41.12  | 43.82  | 43.75  | 43.64  |
| 原野  | 5.70   | 5.68   | 2.68   | 2.69   | 2.71   |
| その他 | 51.45  | 51.91  | 52.32  | 52.41  | 52.66  |
| 計   | 130.76 | 130.76 | 130.76 | 130.76 | 130.76 |

#### 令和2年地目別土地利用構成



(注1) 本表は法定外公共物（河川等）の面積を含まないため市の総面積とは一致しない。

(注2) 表中の割合の数値は、統計上の端数処理をしているため、その合計は必ずしも100%になるものではない。

### (3) 人口・人口構成

人口は昭和 25 (1950) 年以降減少を続け、令和 27 (2045) 年には約 18,000 人になると推計

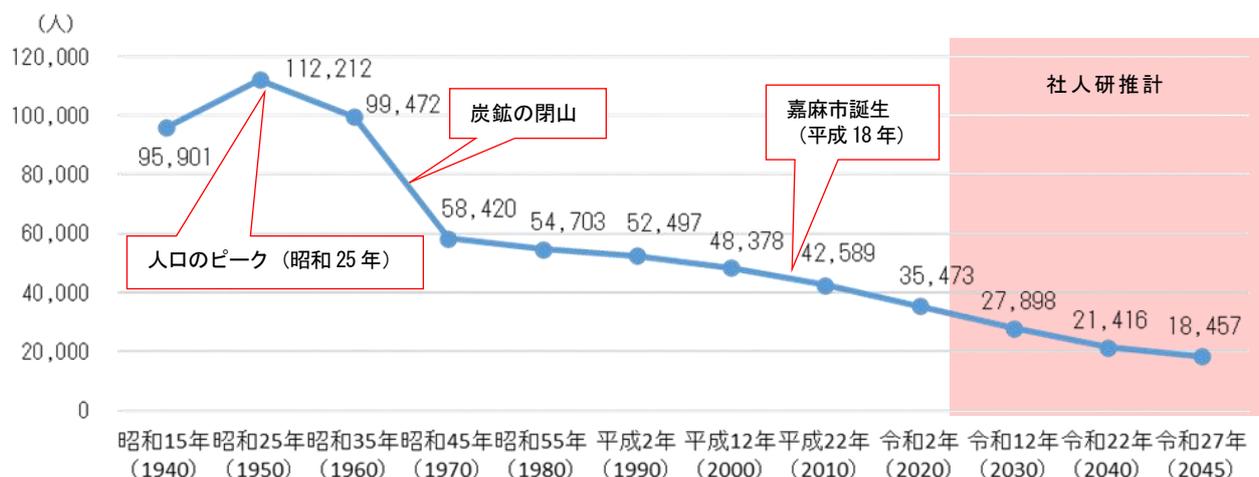
本市の人口は、昭和 25 (1950) 年の 112,212 人をピークに急激に減少しました。昭和 45 (1970) 年以降は、人口減少のペースは緩やかになったものの、依然として人口減少は続き、令和 2 (2020) 年国勢調査では 35,473 人となっています。

平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年までの人口増加・減少率では 8.4%の減少で、県内で 4 番目の減少率となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が平成 30 (2018) 年 3 月に公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、令和 27 (2045) 年には 18,457 人にまで減少すると推計されています。

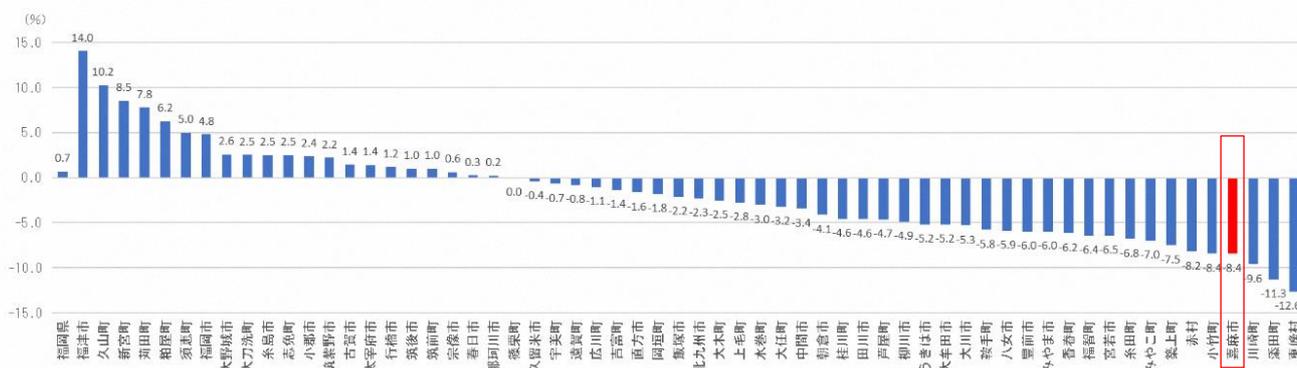
#### 嘉麻市の人口推移と将来推計

※国勢調査(令和2年以前)、社人研推計(令和12年以降)



#### 人口増加・減少率の比較(2015-2020)

※令和2(2020)年国勢調査人口等基本集計結果



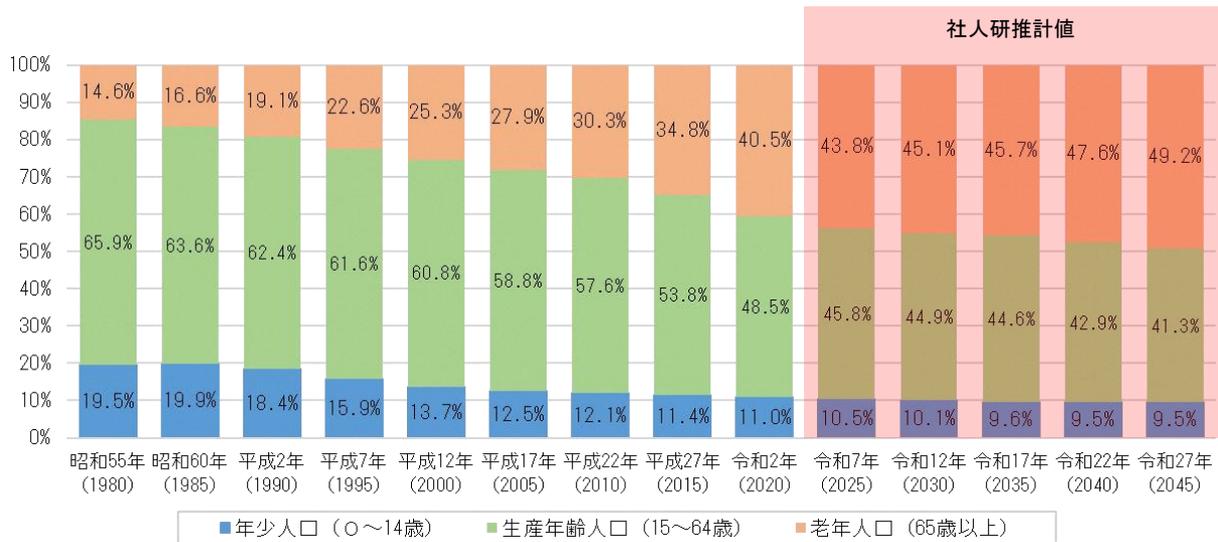
#### 令和 27 (2045) 年には 65 歳以上の老年人口比率は 49.2%に達すると推計

年齢3区分別人口を見ると、生産年齢人口(15~64歳)は、昭和55(1980)年の36,063人から、令和2年の17,216人まで減少し、老年人口(65歳以上)は、昭和55(1980)年の7,984人から令和2(2020)年の14,364人まで増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 27 (2045) 年には、老年人口比率が 49.2%まで上昇し、生産年齢人口比率が 41.3%に低下するとも予測されています。

年齢3区分別人口比率の推移

※国勢調査（令和2年以前）、社人研推計（令和7年以降）



(注) 表中の割合の数値は、統計上の端数処理をしているため、その合計は必ずしも 100%になるものではない。

(4) 産業・経済

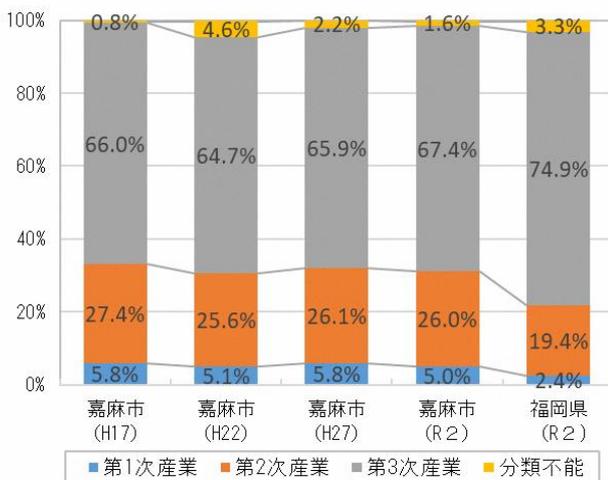
第1次産業就業者の割合が福岡県の平均より高く、専業農家数は増加

本市の産業別就業人口比率は、平成 17（2005）年から令和 2（2020）年にかけて、第1次産業及び第2次産業の比率は減少し、第3次産業が増加していますが、福岡県平均に比べると、第1次産業及び第2次産業の就業人口率が高く、第3次産業の比率は低くなっています。

なお、第2種兼業農家<sup>※2</sup>は、平成7（1995）年の1,015戸から平成27（2015）年の486戸と大幅に減少していますが、専業農家<sup>※3</sup>戸数は増加しています。

産業別就業人口比率の推移

※各年国勢調査



農家戸数の推移

※嘉麻市統計書（農林業センサス）



(注) 表中の割合の数値は、統計上の端数処理をしているため、その合計は必ずしも 100%になるものではない。

※2 第2種兼業農家: 事業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家。

※3 専業農家: 農業からの収入のみで生計をたてている農家。

## 事業所数は減少、1事業所当たり平均従業者数は増加

本市の事業所数は、平成3（1991）年の2,285箇所をピークに増減を繰り返しています。平成26（2014）年には1,578箇所まで回復しましたが、平成28（2016）年には1,439箇所と139箇所減少しています。

本市の従業者数も事業所数と同様に、平成3（1991）年の15,360人をピークに増減を繰り返しています。平成26（2014）年は12,749人まで回復しましたが、平成28（2016）年には11,055人まで減少しています。

なお、1事業所当たりの平均従業者数は、平成18（2006）年までは6.4人～6.8人となっていました。平成21（2009）年には7.5人、平成28（2016）年には7.7人と増加しています。

### 事業所・就業者数の推移

※R3 嘉麻市統計書



(単位：人/事業所)

|            | 昭和61年 | 平成3年 | 平成8年 | 平成13年 | 平成16年 | 平成18年 | 平成21年 | 平成24年 | 平成26年 | 平成28年 |
|------------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所当たり従業員数 | 6.4   | 6.7  | 6.6  | 6.7   | 6.3   | 6.8   | 7.5   | 7.5   | 8.1   | 7.7   |

## 商店数は減少しているものの、従業者数及び販売額はやや持ち直し

本市の商店数は、平成14（2002）年の650店をピークに減少しています。

従業者数は、平成14（2002）年の2,421人をピークに平成24（2012）年まで減少していましたが、平成28（2016）年には増加に転じました。

年間商品販売額は、平成16（2004）年の30,226百万円をピークに平成24（2012）年まで減少していましたが、平成28（2016）年には増加に転じています。

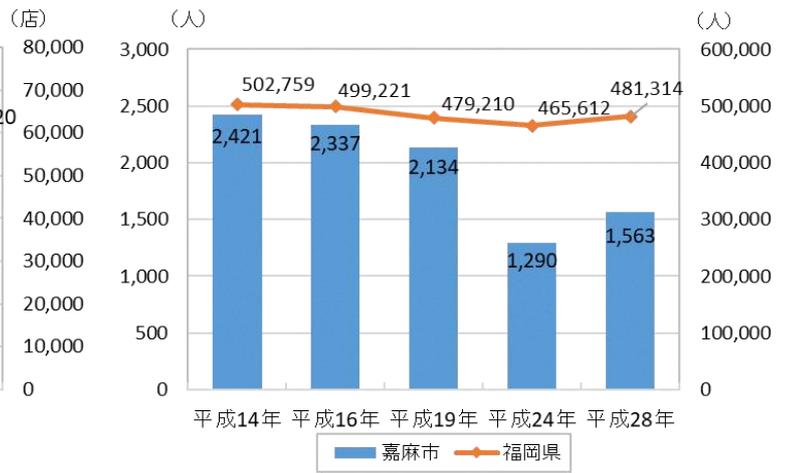
卸売業・小売業店舗数、従業者数の推移

※R3 嘉麻市統計書（※経済センサス基礎調査及び活動調査）

(卸売業・小売業店舗数)

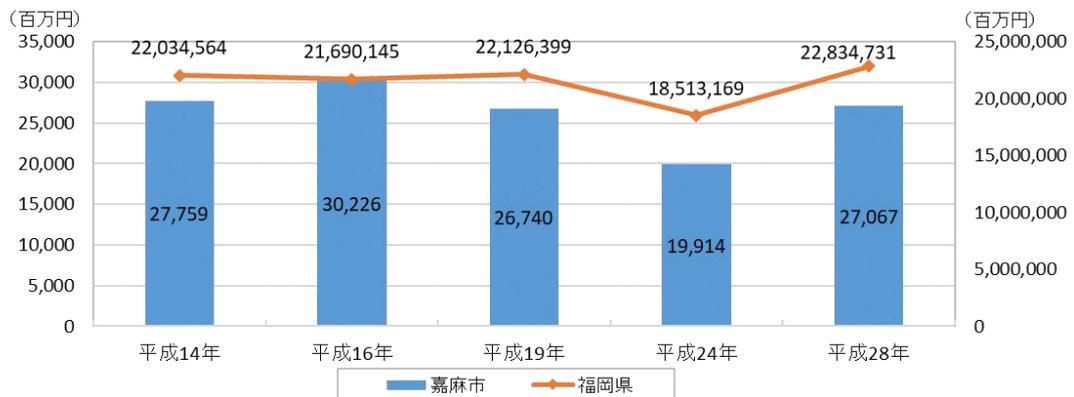


(従業者数)



年間販売額の推移

※R3 嘉麻市統計書（※経済センサス基礎調査及び活動調査）



観光入込客数は減少傾向、日帰りの割合が増加

本市の観光入込客数は、平成 19（2007）年の 1,195 千人をピークに減少しましたが、平成 25（2013）年にはやや増加に転じ、平成 28（2016）年から再び減少しています。

宿泊客数は 2006（平成 18）年からは年間 3～4 千人程度となっています。

観光入込客数の推移

※H29 福岡県観光入込客数推計調査



## (5) 交通体系

### 隣接都市間及び JR 駅にアクセスする道路や公共交通の改善が進みつつある

市の南北を走る幹線道路として国道 211 号、東西を走る幹線道路として国道 322 号が通り、八丁峠道路及び千手バイパスの建設に伴い朝倉市方面へのアクセスが改善されました。

市内には、民間路線バスに加えて、市バスがあり、新庁舎の建設や公共施設の再配置等に合わせた総合的な見直しを行いました。また、鉄道は、JR 後藤寺線の下鴨生駅が市内唯一の駅ですが、JR 後藤寺線の運行本数が少ないため、福岡都市圏へのアクセス向上に向けて、市外の JR 桂川駅へのバス路線の改善を行いました。



## (6) 行財政

### 本市の財政状況は、今後も厳しい状況が続く

本市の主要な財政指標は、悪化傾向にあります。

|            | 平成 27<br>(2015) 年度 | 令和 2<br>(2020) 年度 |            |
|------------|--------------------|-------------------|------------|
| 公債費負担比率 ※4 | 13.3%              | 14.4%             | 1.1 ポイント悪化 |
| 実質公債費比率 ※5 | 5.4%               | 4.9%              | 0.5 ポイント改善 |
| 経常収支比率 ※6  | 92.4%              | 99.5%             | 7.1 ポイント悪化 |

市の財政構造を示す財政力指数 ※7 は、0.28（平成 30（2018）～令和 2（2020）年度平均）と、全国平均値と比較して低く、自主財源に乏しい状況であると言えます。

また、今後は人口減少による税収の減少、さらには、高齢化の進行等に伴う社会保障経費の増加や、老朽化した公共施設等の維持・更新経費の増加など、引き続き厳しい財政状況が見込まれます。

※4 公債費負担比率：公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するもの。

※5 実質公債費比率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもの。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35%としている。

※6 経常収支比率：地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。

※7 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

## 2. まちづくりに対する市民意識

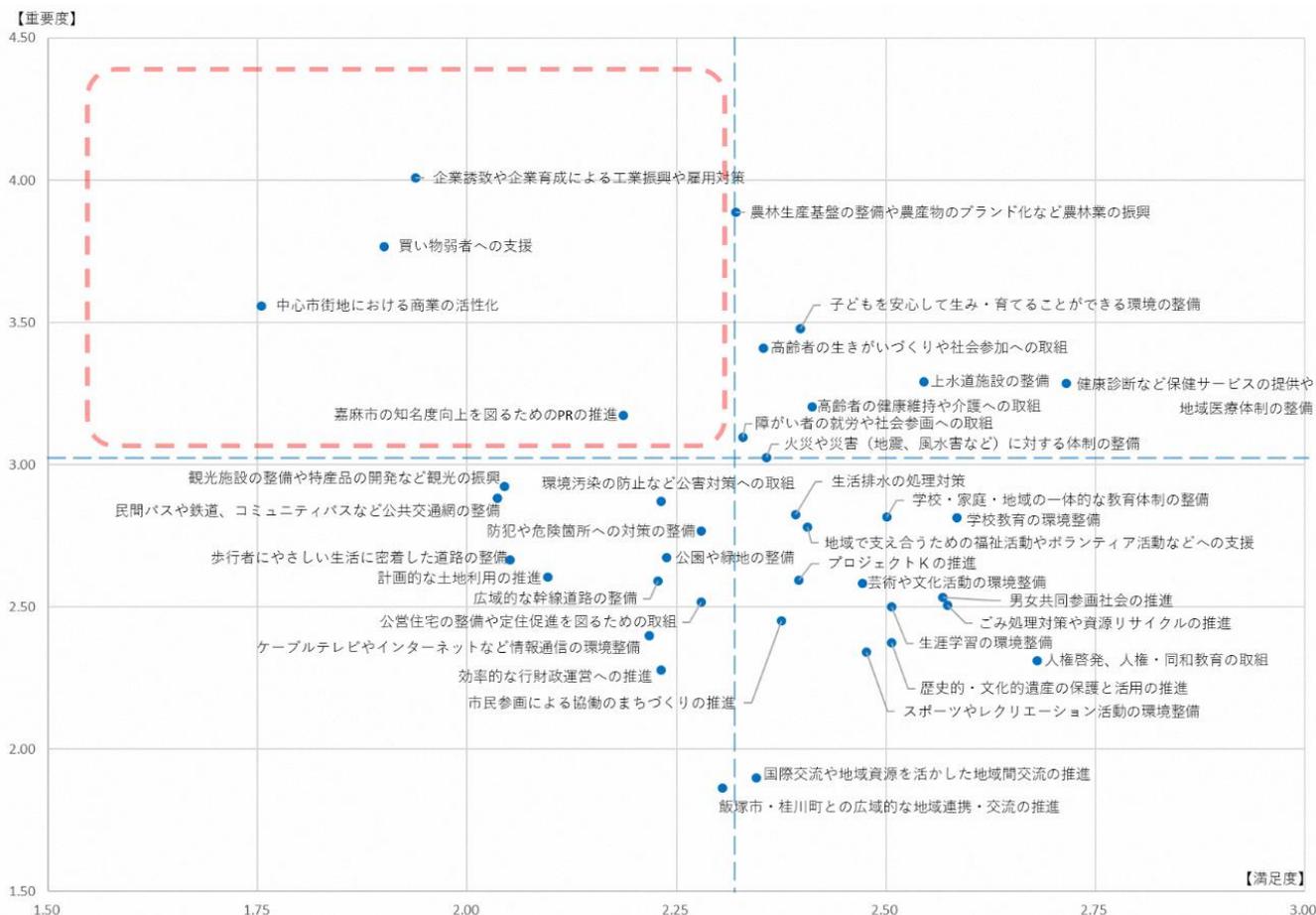
令和元（2019）年に実施した市民意向調査の結果をもとに、第2次総合計画で示した基本施策に対して、市民がどのように評価しているかを分析しました。

市民が“重要度が高い”と評価している施策の上位5つは、「企業誘致や企業育成による工業振興や雇用対策」、「農林生産基盤の整備や農産物のブランド化など農林業の振興」、「買い物弱者への支援」、「中心市街地における商業の活性化」、「子どもを安心して生み・育てることができる環境の整備」であり、産業の振興と子育て環境の整備に関する施策が上位を占めています。

また、重要度が高いと評価しているにも関わらず、満足度が低い施策（※下図の赤点線枠部分）として、「企業誘致や企業育成による工業振興や雇用対策」、「買い物弱者への支援」、「中心市街地における商業の活性化」、「嘉麻市の知名度向上を図るためのPRの推進」の4項目が挙げられており、商工業、市のイメージアップ、買い物の利便性等に関する施策への対応が課題となっています。

### 第2次総合計画前期基本計画の基本施策に対する重要度と満足度の相関関係

※R1 市民意向調査結果



| 【加重平均の算出方法】 |            | 左記の点数に各選択肢の回答数を掛け、それらを合計して、全体の回答数で割り戻して「加重平均値を算出」 |
|-------------|------------|---|
| ①現在の満足度     | ②今後の重要度    |   |
| 満足 : 4点     | 1番目重要 : 5点 |   |
| ほぼ満足 : 3点   | 2番目重要 : 4点 |   |
| やや不満 : 2点   | 3番目重要 : 3点 |   |
| 不満 : 1点     | 4番目重要 : 2点 |   |
|             | 5番目重要 : 1点 |   |

### 3. 時代の潮流

#### (1) 本格的な人口減少・少子高齢化時代への突入

我が国では、平成16(2004)年に人口増加のピークを迎え、本格的な人口減少社会に突入しました。また、産業構造の転換による大都市への人口集中傾向が続いており、本市の人口も一貫して減少傾向にあります。また、若年層の流出や出生率の減少による少子高齢化が進行しています。

こうした人口減少や少子高齢化により、経済、産業、教育、社会保障負担能力の低下、中山間地域などで日常生活を維持するための集落や地域コミュニティの衰退化など、多様な分野に弊害が生じることが懸念されます。このため、定住人口の減少を可能な限り食い止めるとともに、持続可能な地域づくりをしていくことが必要とされています。

#### (2) 攻めの農林水産業への転換、グローバル化

我が国の第1次産業の持つ潜在力として、①丹精込めた食べ物づくりの技術と伝統、②世界に評価される日本食とおもてなしの心、③世界有数の森林・海洋資源は世界3位、排他的経済水域(EEZ)<sup>※8</sup>の面積は世界6位、④再生可能エネルギー<sup>※9</sup>のポテンシャルなどが挙げられており、これらを活用した「攻めの農林水産業」への転換が必要とされています。

このため、国内外の需要の拡大、6次産業化<sup>※10</sup>など農林水産物の付加価値の向上、農地中間管理機構の活用等による生産現場の強化、都市と農村交流等による第一次産業基盤の多面的機能の維持・発揮が必要とされています。

#### (3) 地球環境問題への対応

平成27(2015)年12月、フランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。これは、主要排出国、途上国を含むすべての締約国が温室効果ガスの排出削減目標を持つ、初めての法的枠組みとなっています。

また、原油や希少金属、水資源などの天然資源の確保は、先進各国における重要な課題となっており、低炭素化や天然資源の適切な利用も背景として、資源が循環していく取組が進められています。

今後とも、再生可能エネルギーの導入などの新たな試みについては、産学官民が連携し、地域においてそれぞれの特性を活かしながら、持続可能な脱炭素<sup>※11</sup>・資源循環型社会<sup>※12</sup>を実現していくことが求められています。

※8 排他的経済水域：海洋法に関する国際連合条約に基づいて設定される、天然資源及び自然エネルギーに関する「主権的権利」、並びに人工島・施設の設置、環境保護・保全、海洋科学調査に関する「管轄権」が及ぶ水域のことを示す。沿岸から200キロ(約370キロメートル)までの範囲

※9 再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、1度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

※10 6次産業化：農林水産物を収穫・漁獲(第1次産業)するだけでなく、加工(第2次産業)し、流通・販売(第3次産業)まで手がけること。

※11 脱炭素：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指すこと。

※12 循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

#### (4) 持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり

平成 27(2015)年、地球環境や経済活動等に関して、人類の営みを持続可能なものとするため、国連総会にて持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)が採択され、17の基本目標と169のターゲットが設定されました。行政においても経済、社会、環境等のあらゆる分野において総合的に取り組むことが求められています。



#### (5) 高度成長社会からの価値観の変化

経済が進展し、社会の成熟化が進む中、人々の価値観は、これまでの経済的豊かさ・物質的な豊かさから、家族とのふれあいや、自然と共生した暮らし方、地域文化を大切にするという意識などを重視する方向に変化しています。効率性重視の現代社会を見直し、地域の自然、食、歴史、伝統、文化等の中でゆったりと暮らす「スローライフ」などのライフスタイルが重視されてきています。

また、老若男女誰もが仕事、家庭生活、趣味等の様々な活動について自ら希望するバランスで展開するワーク・ライフ・バランスを実現していくことが望まれています。さらに、近年の情報通信技術の発達で、都市部でなくても暮らし方や働き方を柔軟に変化させることができる基盤が整ってきています。

本市においても、多様な生き方・暮らし方・働き方を選択する人の受け皿としての環境整備が求められています。

#### (6) デジタル社会の進展

スマートフォンやタブレット端末、SNS<sup>※13</sup>(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、クラウド<sup>※14</sup>等の普及が進むなど、デジタル化をはじめとするICT<sup>※15</sup>(情報通信技術)が急速に進化し、私たちのライフスタイルや社会経済システム等が大きく変化しています。

また、AI(人工知能)を活かした科学技術の発展、産業の革新が急激に進み、効率的かつ効果的な行政運営においては、時代にあわせてこれらの技術を適宜取り入れていくことが求められています。一方で、サイバー犯罪や個人情報の漏えいなど、高度情報化の負の側面が社会問題となっており、セキュリティ対策や個人情報の保護、教育の充実が求められています。

#### (7) 防災意識の高まり、危機管理体制の構築

東日本大震災に次いで、震度7の地震が2度も発生した熊本地震を経験し、あらゆる事態を想定し、備えることの重要性が再認識されています。また、平成30(2018)年の台風21号をはじめ、西日本豪雨、令和元(2019)年の台風15号、台風19号など、各地で記録的な豪雨や竜巻による被害も見られ、様々な自然災害への対応が求められています。

このため、あらゆる事態を想定した防災・減災体制の構築が重要となり、インフラ<sup>※16</sup>整備等の

※13 SNS: ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、インターネット上のコミュニティサイトのこと。

※14 クラウド: ユーザーが大規模なインフラやソフトウェアを持たずとも、インターネット上で必要に応じてサービスを利用できる仕組みを「クラウド」と呼び、この仕組みを用いて提供されるサービスを「クラウドサービス」という。

※15 ICT: Information・&・Communications・Technology の略称。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

※16 インフラ: Infrastructure の略。道路・鉄道・上下水道・送電網・港湾・空港・通信施設など産業の基盤となる施設を指すが、広い意味では学校・病院・公園・福祉施設など生活の基盤となる施設も指す。

ハード面の備えと同様に、いざという時には自分で判断し、自分たちで助け合うための防災意識の醸成や、広域連携体制の構築を図ることが求められています。

また、災害発生時には行政のみで対応することは不可能であるため、“自助・共助・公助”の原則に基づき、地域のコミュニティによる自主防災組織の組織化を促進するなど、市民協働による危機管理体制の構築を図ることが求められています。

## (8) 地方創生の機運の高まり

上記のような地方が抱える様々な問題を解決し、人口急減・超高齢化という課題に対し、地方と政府が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、国において、平成26（2014）年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、同年11月に「まち・ひと・しごと創生法」及び「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連2法案が可決、成立しました。

これを受け、本市においても、平成28（2016）年3月に「嘉麻市人口ビジョン・総合戦略」を、令和2（2020）年3月に「嘉麻市人口ビジョン・第2期総合戦略」を策定しました。この戦略は、本計画とも密接な関係を有しており、これと連携し、活力ある地域社会の形成へ向けて、様々な取組を進めていく必要があります。

## (9) 新型コロナウイルス感染症収束後の対応

新型コロナウイルス感染症により、今後は新しい生活様式やテレワークなどの新しい働き方、Society 5.0<sup>※17</sup>時代に対応できる教育環境などが定着していくことが予想されます。

新型コロナウイルス感染症が収束しても、戦後最大ともいわれる景気の落ち込みが回復し、地域経済が復興するまでには時間を要することが予想されます。このため、地域経済のV字回復に向けて官民が一体となって取り組む必要があります。

経済活動の落ち込みにより、市の税収も減少することが見込まれるため、新しい財源の確保や民間活力の導入など行財政改革に取り組むとともに、生活保障対策や雇用対策など市民が安心して暮らせる生活環境の維持確保に取り組む必要があります。

※17 Society5.0: サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもの。





基本計画

# 1. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、「持続可能な開発目標」と訳され、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標です。

国は、平成28（2016）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、地方自治体に対して各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

これを受け、本市では、本計画及び第2期総合戦略の各施策分野にSDGsの目指す17の目標（ゴール）を関連付けることで、目指す将来像の実現とSDGsの目標の実現に総合的、一体的に取り組むこととします。

## SDGsの17の目標

| 目標<br>(ゴール)   | 説明   |
|---|--|
|    | <b>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</b><br>○全ての市民が必要最小限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援を行うことを目標としています。   |
|   | <b>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</b><br>○適切な土地利用を誘導し、農業や畜産などの食料生産活動を支援し、安全な食料を確保することを目標としています。                             |
|  | <b>【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</b><br>○市民の健康維持は保健福祉行政の根幹です。国民健康保険制度の運営も市民の健康維持に貢献しています。また、良好な都市環境を保全し市民の健康維持・改善を図ることを目標としています。 |
|  | <b>【目標4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</b><br>○市民の知的レベルを引き上げるための学校教育と社会教育の両面の取組を目標としています。                                       |
|  | <b>【目標5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。</b><br>○女性や子ども等の弱者の人権を守り、ジェンダー平等を実現するため、行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やす取組を目標としています。            |
|  | <b>【目標6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</b><br>○水源地の環境保全を通して、安全で清潔な水を継続して供給していくことを目標としています。   |
|  | <b>【目標7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</b><br>○率先して省エネや再エネ利用を推進するほか、市民の省エネ・再エネ対策を支援するなど、持続可能なエネルギー供給を維持することを目標としています。         |
|  | <b>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</b><br>○地域経済の活性化や雇用の創出に取り組むとともに、労働環境の改善に取り組むことを目標としています。      |

| 目標<br>(ゴール)  | 説明  |
|--|---|
|  <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p>     | <p><b>【目標 9】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</b></p> <p>○地元企業を支援し、新たな産業やイノベーションを創出する取組を推進することを目標としています。</p>                         |
|  <p>人や国の不平等をなくそう</p>        | <p><b>【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。</b></p> <p>○差別や偏見の解消を推進し、少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりに取り組むことを目標としています。</p>  |
|  <p>住み分けられるまちづくりを</p>       | <p><b>【目標 11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</b></p> <p>○安全で安心して暮らせる、強靱で持続可能なまちづくりに取り組むことを目標としています。</p>   |
|  <p>つくる責任 つかう責任</p>         | <p><b>【目標 12】 持続可能な生産消費形態を確保する。</b></p> <p>○環境負荷の削減に向け、持続可能な生産と消費を推進するため、市民一人ひとりが意識や行動を見直すよう啓発に取り組むことを目標としています。</p>                                     |
|  <p>気候変動に具体的な対策を</p>       | <p><b>【目標 13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</b></p> <p>○温室効果ガスの削減といった従来の緩和策のみでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定に取り組むことを目標としています。</p>                                   |
|  <p>海の豊かさを守ろう</p>         | <p><b>【目標 14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</b></p> <p>○まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、汚染対策に取り組むことを目標としています。</p>                              |
|  <p>陸の豊かさも守ろう</p>         | <p><b>【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</b></p> <p>○国や周辺自治体、関係団体などと連携して、森林や自然生態系の保護に取り組むことを目標としています。</p> |
|  <p>平和と公正をすべての人に</p>      | <p><b>【目標 16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</b></p> <p>○多くの市民の参画を促しつつ、暴力や犯罪を減らす取組を目標としています。</p>        |
|  <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> | <p><b>【目標 17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</b></p> <p>○持続可能な社会の構築に向け、行政、民間、市民、NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進に取り組むことを目標としています。</p>           |

## 2. 施策の体系と関連するSDGs

### 将来像

いきたい 住みたい つながりたい 遠賀川源流のまち 嘉麻  
 ～ みんなで創る “誇れるふるさと” “未来のふるさと” ～

### 《視点》

#### 段階的・戦略性

#### 地域の魅力

#### 柔軟な連携

#### 健全財政

| 基本方針                                     | 基本施策  |
|--|---|
| <b>第1章</b><br>豊かな暮らしを支える<br>活力あるまちづくり    | 1. 地域の特性を活かした農林業の振興<br>2. 活気ある商業の振興<br>3. 活力ある工業の振興<br>4. 創業支援・企業誘致の推進<br>5. 観光まちづくりの推進と交流人口の拡大<br>6. 雇用対策・勤労者福祉・消費者保護の充実                   |
| <b>第2章</b><br>誰もが健やかに暮らせる<br>福祉のまちづくり    | 1. 生涯にわたるいきいきした健康社会の実現<br>2. いつまでも笑顔で元気に暮らせる高齢者福祉の充実<br>3. 子育て支援の充実<br>4. ノーマライゼーション <sup>※18</sup> の理念に基づく障がい者福祉の充実<br>5. 安心・ゆとりのある地域福祉の充実 |
| <b>第3章</b><br>ふるさとに誇りを持てる<br>教育・文化のまちづくり | 1. 少人数指導等による学力向上<br>2. 個性又は能力を育成する学校教育の充実<br>3. 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進<br>4. 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進<br>5. 体力及び運動能力向上の推進<br>6. 市民文化の創造   |
| <b>第4章</b><br>自然と共生する<br>安全・安心なまちづくり     | 1. 計画的な土地利用<br>2. 暮らしや産業を支える道路網の整備<br>3. 公共交通の利便性の確保<br>4. 特色ある公園・緑地の整備と適切な維持管理<br>5. 快適な住環境の形成<br>6. 安心して暮らせるまちづくり<br>7. 環境にやさしいまちづくり      |
| <b>第5章</b><br>市民と行政による<br>協働のまちづくり       | 1. 人権教育・啓発の推進<br>2. 男女共同参画の推進<br>3. 市民参画の推進<br>4. 公共施設の適切な維持管理<br>5. 組織機構改革と人材育成<br>6. 財政健全化の推進   |

※18 ノーマライゼーション:障がいのある人や高齢者がほかの人々と互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

|       | 1<br>貧困をなくそう | 2<br>飢餓をゼロに | 3<br>すべての人に健康と福祉を | 4<br>質の高い教育をみんなに | 5<br>ジェンダー平等を実現しよう | 6<br>安全な水とトイレを世界中に | 7<br>エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8<br>働きがいも経済成長も | 9<br>産業と技術革新の基盤をつくろう | 10<br>人や国の不平等をなくそう | 11<br>住み続けられるまちづくりを | 12<br>つくる責任つかう責任 | 13<br>気象変動に具体的な対策を | 14<br>海の豊かさを守ろう | 15<br>陸の豊かさも守ろう | 16<br>平和と公正をすべての人に | 17<br>パートナーシップで目標を達成しよう |
|-------|--------------|-------------|-------------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|-----------------|----------------------|--------------------|---------------------|------------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------------------|-------------------------|
| I-1   | ●            | ●           | ●                 |                  |                    | ●                  |                         | ●               |                      |                    |                     | ●                | ●                  | ●               |                 |                    | ●                       |
| I-2   | ●            |             |                   |                  |                    |                    |                         | ●               | ●                    |                    |                     | ●                |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| I-3   | ●            |             |                   |                  |                    |                    | ●                       | ●               |                      |                    |                     | ●                |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| I-4   | ●            |             |                   |                  | ●                  |                    | ●                       | ●               |                      |                    | ●                   | ●                |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| I-5   | ●            |             |                   |                  |                    | ●                  |                         | ●               |                      |                    | ●                   | ●                | ●                  |                 | ●               | ●                  | ●                       |
| I-6   | ●            | ●           | ●                 |                  | ●                  |                    |                         | ●               |                      | ●                  | ●                   |                  |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
| II-1  |              |             | ●                 |                  |                    |                    | ●                       |                 |                      |                    | ●                   |                  |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| II-2  |              |             | ●                 |                  |                    |                    |                         |                 | ●                    | ●                  |                     |                  |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| II-3  | ●            | ●           | ●                 | ●                | ●                  |                    | ●                       |                 | ●                    | ●                  |                     |                  |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
| II-4  |              |             | ●                 | ●                |                    |                    |                         |                 | ●                    | ●                  |                     |                  |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
| II-5  |              |             | ●                 |                  |                    |                    |                         |                 | ●                    | ●                  |                     |                  |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
| III-1 |              |             |                   | ●                |                    |                    |                         |                 |                      |                    |                     |                  |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| III-2 |              |             |                   | ●                | ●                  |                    |                         |                 |                      |                    |                     |                  |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| III-3 |              |             |                   | ●                | ●                  |                    |                         |                 |                      |                    |                     |                  |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| III-4 |              |             |                   | ●                | ●                  |                    | ●                       |                 |                      |                    |                     |                  |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| III-5 |              |             |                   | ●                |                    |                    |                         |                 |                      |                    |                     |                  |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| III-6 |              |             |                   | ●                |                    |                    |                         |                 |                      |                    | ●                   |                  |                    | ●               |                 |                    | ●                       |
| IV-1  |              |             |                   |                  |                    |                    |                         | ●               |                      |                    | ●                   |                  | ●                  |                 | ●               |                    | ●                       |
| IV-2  |              |             |                   |                  |                    |                    |                         | ●               |                      |                    | ●                   |                  |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| IV-3  |              |             | ●                 |                  |                    |                    | ●                       | ●               |                      |                    | ●                   |                  | ●                  |                 |                 |                    | ●                       |
| IV-4  |              |             | ●                 |                  |                    |                    |                         |                 |                      |                    | ●                   |                  |                    | ●               |                 |                    | ●                       |
| IV-5  |              |             | ●                 |                  |                    | ●                  |                         |                 |                      |                    | ●                   | ●                |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| IV-6  |              |             | ●                 |                  | ●                  |                    |                         |                 |                      |                    | ●                   |                  | ●                  |                 |                 | ●                  | ●                       |
| IV-7  |              |             |                   | ●                |                    | ●                  | ●                       |                 |                      |                    | ●                   | ●                | ●                  | ●               | ●               |                    | ●                       |
| V-1   |              |             |                   | ●                | ●                  |                    |                         |                 | ●                    | ●                  |                     |                  |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
| V-2   | ●            |             | ●                 | ●                | ●                  |                    | ●                       |                 | ●                    | ●                  |                     |                  |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
| V-3   |              |             |                   | ●                | ●                  |                    |                         |                 | ●                    | ●                  |                     |                  |                    |                 |                 | ●                  | ●                       |
| V-4   |              |             |                   |                  |                    | ●                  |                         |                 |                      | ●                  | ●                   |                  |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| V-5   |              |             |                   |                  | ●                  |                    | ●                       |                 |                      |                    |                     |                  |                    |                 |                 |                    | ●                       |
| V-6   |              |             | ●                 |                  |                    |                    |                         |                 |                      |                    | ●                   |                  |                    |                 |                 |                    | ●                       |

## 1. 地域の特性を活かした農林業の振興

### 関連する SDGs



### 現状と課題

本市の農業は、近年、農家数、農業就業人口、産出量ともに減少傾向にあり、就業者の高齢化も進み、厳しい環境におかれています。

また、森林は木材の生産の場であるとともに、国土保全、水資源のかん養<sup>※19</sup>、森林浴などの保養の場など、多様な公益的機能を有する貴重な自然資源でもあります。多くの森林が管理されていないのが現状です。

農業は、嘉麻市農業再生協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るとともに、農業生産の基盤となる農用地利用計画区域の保全が必要です。

また、筑豊地域の食料供給地であるとともに、福岡都市圏、北九州都市圏に近い立地特性を活かし、都市と農村との交流を促進することが求められます。

林業は、林業所得向上のため、森林施業の効率化を図ることが必要です。また荒廃森林・放置竹林の整備など、森林の多面的機能の発揮のため、多様な森林整備を推進することが必要です。

### 施策の方針

- 農林業生産基盤の整備を進めます。
- 農林業に係る人材の育成に取り組みます。
- 生産効率の高い農林業の振興に取り組みます。
- 農地や山を活用した新たな都市との交流モデルを創造するなど、関係人口の増加に取り組みます。

### 成果指標

| 指標の名称     | 指標の説明                    | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|-----------|--------------------------|--------------------|--------------------|
| 森林整備率     | 森林整備済面積÷森林整備計画面積×100     | 64.8%              | 78.2%              |
| 荒廃森林整備率   | 荒廃森林整備済面積÷荒廃森林整備計画面積×100 | 77.0%              | 95.2%              |
| 担い手の農地集積率 | 担い手の農地集積面積÷農用地面積×100     | 38.1%<br>(R2)      | 68.0%              |

※19 水資源のかん養:水資源を蓄え、育み、守っている働きのこと。

## 今後の取組

### (1) 農業の生産基盤の整備・強化

農業者が減少するなか、利用・保全に係る労力が削減できる農地および農業用施設へと整備していくとともに、利用状況に見合った機能の確保及び向上を図るなど、農業生産基盤の強化に取り組みます。また、農村環境がもつ多面的機能の発揮・維持を図るため農業生産活動を支持します。

### (2) 林業の生産基盤の整備・強化

林業の振興については、林道・作業路網の整備を行い林業生産基盤の強化を進めます。森林経営に関しては、森林経営計画に基づく施業の集約化に取り組みます。また、森林経営管理制度により森林経営の効率化と森林管理の適正化を促進するなど、森林環境譲与税の導入に合わせ、森林環境の維持や向上に向けた取り組みを強化します。

### (3) 効率的かつ安定的な農業経営体、農林業後継者の育成

安定した食料供給が図れるよう農業経営体の規模拡大や多角化を支援します。また、新たに農林業経営を目指す者への窓口となり、経営開始を支援します。

### (4) 農業関連企業の誘致

中山間地域における担い手不足など、地域の農業者のみでは解決が困難な課題に対し、農業生産法人の参入などの対策を推進します。また、農業関連企業の誘致に取り組み、農業者の所得向上並びに新たな雇用を創出するなど、産業としての安定化を推進します。

### (5) 農林畜産物や地域資源を活かした商品開発の推進

市が有する様々な農林畜産物を活かした商品開発を支援するとともに、完成した商品のPR活動を推進します。

### (6) 有害鳥獣による農産物被害防止対策

有害鳥獣による被害を最小限に食い止めるため、嘉麻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、有害鳥獣の駆除や広域一斉捕獲に取り組みるとともに、侵入防止柵の整備を進めます。

### (7) 森林（もり）づくり基本計画の推進

森林(もり)づくりは、50年、100年といった長い期間を要するため、担い手不足や荒廃竹林などの喫緊の問題のみではなく、林業基盤整備、水源のかん養など、森林の有する多面的機能発揮に向けた中長期的な視点に立ち取り組むべきものです。

また、林業・林産業の持続的発展、森林教育の推進、森林づくりへの市民参加の推進など多岐にわたる取組が必要なため、「森林(もり)づくり基本計画」に基づき総合的な展望に立った施策を推進します。

### (8) 関係人口の増加

嘉穂アルプス連山（馬見山・古処山・屏山）を筆頭とした自然資源をもとに農山村環境を活用した自然体験や農泊など、新たな都市との交流モデルを創造し、関係人口の増加に取り組みます。

## 市民・事業者等の役割

- 農林業の重要性や役割を理解し、森林・農地の保全、地産地消に努めましょう。
- 農業用施設を正しく利用し、適切な維持管理に努めましょう。
- 森林の所有者は、森林経営計画を作成し、森林の適切な経営管理に努めましょう。

## 2. 活気ある商業の振興

### 関連する SDG s



### 現状と課題

郊外型店舗の進出により小売業は厳しい環境におかれ、商店の後継者不足や空き店舗問題が深刻な状況にあります。

これに対し、かまし活力商品券の発行により消費を喚起し、市外への消費流出を抑制し、商店街等の活性化を図っているほか、創業塾などを実施し、創業を目指す人の支援を行ってきました。

また、単身高齢者の増加や商店街等の衰退などによる買い物弱者の増加が社会問題となっており、市内事業者及び関係機関と連携し高齢者のコミュニティの場などを利用しながら、ICTを効果的に活用した買い物支援体制を構築し、地元商店街の活性化や地産地消の促進などにつなげる必要があります。

本市の融資制度については、平成 26（2014）年度をもって制度を廃止したため、経営革新による新商品、新役務又は新技術の開発等の事業を推進する嘉麻市中小企業経営革新計画遂行支援事業補助金による支援を継続する必要があります。

今後は、個々の店舗の自助努力を促すとともに、地域資源を活用した新たな商品や販路開拓に積極的に取り組みサービスの競争力を高めていくことにより、魅力ある地域づくりに努める必要があります。

### 施策の方針

- 商店街の賑わいの回復に向け、関係団体、関係機関との連携を強化して空き店舗対策に取り組みます。
- 市内事業者などと連携し、消費ニーズにあった買い物弱者対策に取り組みます。
- “ふれあいまつり”や“さくらまつり”などにより、地域商業の活性化に取り組みます。
- 関係団体が実施する経営改善普及事業を支援します。
- 市の中小企業の経営の安定化を図るため、中小企業の新商品、新役務又は新技術の開発等を支援します。

### 成果指標

| 指標の名称         | 指標の説明 | 基準値         | 目標値         |
|---------------|-------|-------------|-------------|
|               |       | R3 (2021) 年 | R8 (2026) 年 |
| 嘉麻商工会議所会員事業所数 | —     | 227 事業所     | 230 事業所     |
| 嘉麻市商工会会員事業所数  | —     | 615 事業所     | 620 事業所     |

## 今後の取組

### (1) 空き店舗対策

各商店街の空き店舗については、倒壊等の危険性がある建築物は所有者に解体等を促すほか、利用可能な空き店舗は近隣の商店街などと連携して、多様な活用方法を検討します。

### (2) 買い物弱者への対応

買い物弱者に対応するため、市内事業者及び関係機関と連携し、高齢者のコミュニティの場などを利用しながら、ICTを効果的に活用した買い物支援体制を構築します。

### (3) 経営安定化への支援

中小企業の振興を市の重要課題と位置づけ、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進するための嘉麻市中小企業振興基本条例に基づき、経営安定化を支援します。

### (4) 中小企業振興策の推進

嘉麻市中小企業振興基本計画に基づき、中小企業の新たな事業展開や経営力強化に向けた支援を図るとともに、創業地として魅力のある施策の構築、発信に取り組みます。

また、商工団体等の関係機関と連携し、地域商工業の活性化を図るとともに、市外からの創業を支援します。

## 市民・事業者等の役割

- 地域における商店街等の役割を理解し、市内の事業者が販売する商品の購入やサービスの利用に努めましょう。
- ふれあいまつりや、さくらまつりなどの地域行事に参加し地域商業の活性化を図りましょう。

### 3. 活力ある工業の振興

#### 関連する SDGs



#### 現状と課題

本市の事業所数及び従業者数は減少傾向にありましたが、近年やや持ち直しつつあります。また、1事業所当たりの平均従業者数は増加しており、事業所の規模が拡大傾向にあることが伺われます。

市内の既存中小企業については、市における経済の重要な役割（地域経済の活性化、雇用創出、市税の増加等）を担っているため、優秀な人材の確保、技術力の向上、経営基盤の強化等を図る必要があります。国・県との連携をはじめ、関係機関と連携して、適切な情報提供や企業間の連携を強化する体制づくりなどの支援の充実を図ることが求められています。

#### 施策の方針

- 継続して企業を訪問するなど、中小企業のニーズを把握します。
- 市内の中小企業の人材確保及び人材育成の取り組みを支援します。
- 嘉麻市誘致企業振興会に異業種交流の機会を提供し、企業間交流を活性化させるなど、新たな取引先の拡大などを支援します。

#### 成果指標

| 指標の名称        | 指標の説明                           | 基準値         | 目標値         |
|--------------|---------------------------------|-------------|-------------|
|              |                                 | R3 (2021) 年 | R8 (2026) 年 |
| 誘致企業振興会会員企業数 | 嘉麻市と立地協定を締結している企業のうち振興会に加入した企業数 | 35 社        | 40 社        |

## 今後の取組

### (1) 経営安定化への支援

中小企業の振興を市の重要課題と位置づけ、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進するための嘉麻市中小企業振興基本条例に基づき、経営安定化を支援します。

### (2) 中小企業振興策の推進

嘉麻市中小企業振興基本計画に基づき、中小企業の新たな事業展開や経営力強化に向けた支援を図るとともに、創業地として魅力のある施策の構築、発信に取り組みます。

また、商工団体等の関係機関と連携し、地域商工業の活性化を図るとともに、市外からの創業を支援します。

### (3) 企業間交流の促進

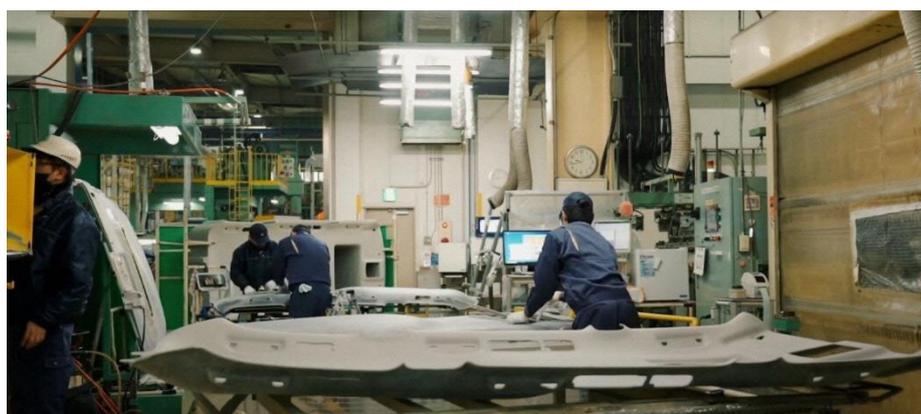
市内企業で構成する嘉麻市誘致企業振興会の活動に携わることで、企業間の交流を活性化、異業種交流の機会を提供し、新たな取引先の拡大や新規事業への取組などを支援します。

### (4) 技術力や経営基盤の強化

既存企業の技術力の向上や経営基盤の強化、優秀な人材の確保を図るため、産学官の情報交換や企業間の連携を強化する体制づくりなどを進めます。

## 市民・事業者等の役割

- 企業は、再生可能エネルギーの確保・使用に努めましょう。
- 企業は、製品の製造過程において、環境上適切な化学物質やすべての廃棄物を管理し、大気、水、土壌への放出を削減するよう努めましょう。



## 4. 創業支援・企業誘致の推進

### 関連するSDGs



### 現状と課題

本市では、地域経済の活性化と雇用の場の創出のため、企業誘致活動に取り組んできましたが、市内の工業団地は完売状態であるため、新たに工業団地として造成可能な用地を調査選定したところです。調査選定結果をもとに課題を整理し、工業団地整備に向け早急に取り組む必要があります。

今後は、工業系の企業に限らず医療・福祉系をはじめ、スタートアップ企業など、新たな雇用を生み出す多様な分野からの企業誘致や民有地・空き店舗を活用した企業誘致にも取り組む必要があります。

また、用地の確保や広域アクセスの改善などには時間を要するため、既存立地企業の事業拡大に向けた支援を図り、総合的な地域産業の振興を進める必要があります。

### 施策の方針

- 新規工業団地の先行的な造成・整備などにより、新たな企業の誘致に取り組めます。
- 補助金制度や奨励金制度等の優遇制度の導入を図ります。
- 企業との情報交換などにより、立地情報の収集・分析を行い、継続して企業誘致活動に取り組めます。

### 成果指標

| 指標の名称 | 指標の説明                    | 基準値         | 目標値         |
|-------|--------------------------|-------------|-------------|
|       |                          | R3 (2021) 年 | R8 (2026) 年 |
| 誘致企業数 | 嘉麻市と新規に立地協定を締結した企業数 (累計) | 2 社         | 5 社         |

## 今後の取組

### (1) 誘致用地の確保、公有地・民有地の活用

企業ニーズ、インフラの整備状況、経済情勢、財政状況等を踏まえながら、工業団地として造成可能な適地を調査選定し、整備に向けた検討を行うほか、学校跡地等の遊休公有地や民有地を活用した企業誘致用地の確保を検討します。

民有地の活用に向けては、企業誘致に協力していただける民有地を募集し、企業に土地情報を提供します。

### (2) 優遇制度の導入

企業誘致を推進するため、税制優遇措置や補助金制度、奨励金制度等の優遇制度の導入を図ります。

### (3) 創業者支援

市内での起業を希望する人を支援するため、用地や空き店舗・空き家等を含め、起業に適した場所の情報を提供するとともに、関係団体と連携した起業相談や経営相談に取り組みます。

### (4) 企業・創業者向けPR情報の発信

企業誘致や市内での創業・起業を促進するため、サテライトオフィスを活用した入居企業との情報交換及びオンラインでの情報交換により企業のニーズの収集・分析を行います。その上で、市で事業展開するメリットとあわせて、市に移り住むメリットの情報の発信に取り組みます。

また、3大都市圏の福岡県人会などでの広報活動や企業間ネットワークを持つ嘉麻市誘致企業振興会への情報提供等に取り組みます。

## 市民・事業者等の役割

- 既存企業が中心となって、新たなビジネスや産業を生み出すためのネットワークづくりに努めましょう。
- 企業は、自社の取組や製品を市の魅力とともに積極的に情報発信しましょう。



漆生工場団地

## 5. 観光まちづくりの推進と交流人口の拡大

### 関連するSDGs



### 現状と課題

本市には、各地に自然系観光資源や歴史的遺産があり、まつり・イベントなども実施されています。

また、福岡県のほぼ中央に位置し、北九州市及び福岡市から約1時間の圏域にあることから、観光産業への期待は高いものがあります。

観光施策については、嘉麻市観光振興基本計画に基づき、実施時期や主たる実施機関等を明確にした同計画アクションプランを作成し、市の観光素材や人材を活用した体験型観光を実施してきました。

今後の課題としては、市民・事業者等の参画で構成され、日本版DMO<sup>※20</sup>登録候補法人に認定された（一社）嘉麻市観光まちづくり協会を中心とする推進体制を構築することで、将来にわたる継続した観光まちづくりの推進力維持と、嘉麻市版DMOの機能改善を図り、市経済の活性化に結びつける必要があります。

まつり・イベントについては、実施団体の自立や後継者づくりが課題となっており、自主的な意識改革への取組が必要です。

また、観光交流施設の管理運営方法等については、関係機関との協議による検討が必要です。

### 施策の方針

- 組織体制の強化・充実を図り、一層の情報発信や体験型・滞在型観光の振興に取り組みます。
- 国道322号八丁峠道路及び千手バイパスなどの広域アクセスの改善を活かして、県南方面と連携した観光・交流の拡大に取り組みます。

### 成果指標

| 指標の名称      | 指標の説明                                      | 目標値                |             |
|------------|--|--------------------|-------------|
|            |  | 基準値<br>R3 (2021) 年 | R8 (2026) 年 |
| キャンプ村利用者数  | 馬見山キャンプ村及び古処山キャンプ村遊人の杜の年間利用者数（宿泊または日帰り利用者） | 3,556人<br>(R2)     | 4,455人      |
| 観光入込客数     | 嘉麻市への年間観光客数                                | 29万人<br>(R2)       | 33万人        |
| 足白農泊施設利用者数 | 足白農泊施設の年間利用者数（宿泊または日帰り利用者）                 | 939人               | 4,560人      |

※20 DMO：Destination Management Organizationの略。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。

## 今後の取組

### (1) 情報発信・PRの強化

県内外の国内旅行者はもとより、訪日外国人旅行者（インバウンド）の誘客を図るため、市の魅力ある自然や農産物、文化財、地域の人材など市特有の観光資源を紹介する冊子や外国語表記入りの観光マップなどのPR物資や、SNSも活用した効果的な情報を発信します。

### (2) 新たな観光戦略の推進（第3次嘉麻市観光振興基本計画）

新たな観光戦略である第3次嘉麻市観光振興基本計画に基づいた取組を実施します。

欧州のアウトドア先進地であり連携協定を結んでいるデンマーク王国シルケボー市との関係強化や、「アウトドア活動」に重点を置いた取組を推進することにより、これまで進めてきた自然を活かした体験型観光の取組を効率化するとともに、ブランド戦略を見据えた観光まちづくりを推進します。

### (3) 体験型・滞在型観光メニューの充実

地域が主体となって展開する「観光まちづくり」を発展させるため、住民・関係団体等と連携し、市の農林業等の地域産業や歴史、自然環境、芸術や工芸等の魅力を体感する幅広い体験型観光に取り組みます。特に、シルケボー市との関係性を活かして、「アウトドア」をテーマにした取組の選択・集中により事業を効率化するとともに、地域のブランド化を見据えた各種の観光メニューを開発・提供します。

また、観光拠点施設での取組として、合宿の誘致やトレッキング客の誘客など多様な体験型・滞在型観光メニューの充実を図るため観光メニューを実施する事業者を支援します。

### (4) 嘉麻市版DMOの強化

（一社）嘉麻市観光まちづくり協会・（株）嘉麻スタイル・道の駅うすいでのコンソーシアム<sup>※21</sup>形態により構成した嘉麻市版DMO機能を強化するとともに、将来にわたる継続した推進力の維持、市の受託事業等を始め、収益事業の拡充を図り、さらなる観光まちづくりの推進に取り組みます。

### (5) まつり・イベントの支援

「一夜城まつり」「さくらまつり」「ふれあいまつり」など歴史やテーマ・分野に特化したイベントに、新しい創意工夫が加えられて一層魅力あるものとなるよう、まつり・イベントの実行団体を支援し、誘客効果を高めます。

また、市内各地の伝統行事や各種イベントのPRに努め、市の知名度・認知度の向上を図ります。

### (6) 広域観光の推進

隣接する自治体との広域的な連携事業を強化します。

特に、国道322号八丁峠道路及び千手バイパスの開通により、県南地域との広域観光が一層現実味を増してきている状況を活かし、広域観光の取組を推進します。

## 市民・事業者等の役割

- 市を訪れる人に心地よい体験と時間を提供する観光まちづくりに努めましょう。
- 市民・企業等は、農泊や観光イベントなど、地域の資源を活かした取組を推進しましょう。
- 市民一人ひとりが地域への誇りと愛着を持ち、市の魅力を情報発信しましょう。

※21 コンソーシアム：互いに力を合わせて目的を達しようとする2つ以上の組織や個人の集団からなる共同事業体のこと。

## 6. 雇用対策・勤労者福祉・消費者保護の充実

### 関連するSDGs



### 現状と課題

移住・定住の促進に向けて、雇用対策の充実が求められています。このため、市での就労を希望するすべての人に、就労情報の提供や就労相談等の支援を充実していく必要があります。

また、高齢者や稼働能力のある生活保護受給者については、シルバー人材センターや関係機関との連携を図り、多様な就労支援を展開するとともに、法の精神でもある自立を促進することが必要です。

労働問題については、相談体制や情報提供の充実が求められています。このため、関係機関との連携を図り、勤労者と事業主に対する意識啓発や情報提供などの支援に努める必要があります。

### 施策の方針

- 地元企業や関係機関、関係団体等と連携した就労支援を充実します。
- 勤労者が安定して働ける環境づくりを支援します。

## 今後の取組

### (1) 就労支援の充実及び推進

国・県の事業を有効活用するとともに、本市での就労を希望する人には、地元企業やハローワーク等と連携し、求職情報の提供、就労相談等の就労支援の充実を図ります。

また、高齢者や稼働能力のある生活保護受給者等については、シルバー人材センターや就労支援員の活用により、迅速な求職活動等、必要な指導援助を行うとともに、ハローワークとの連携により、就労支援プログラム参加者の就労促進を図ります。

### (2) 勤労問題に関する情報提供・相談事業の充実

賃金・解雇・職場での各種のハラスメント<sup>※22</sup>行為などに対する労働相談会を、福岡県等と連携して実施するとともに、労働問題に関する相談体制の充実や情報提供を進めます。

また、関係機関との連携を図り、勤労者と事業主に対する意識啓発や情報提供などの支援に努めます。

### (3) 消費者保護の充実

訪問販売・連鎖販売取引等による契約問題やインターネットに関連するトラブル、多重債務問題など、様々な消費生活相談や苦情の処理に取り組みます。

また、高齢者等への悪質商法やインターネットによる未成年契約については、関連のある関係機関と連携を図り、さらに予防の周知・啓発に取り組むとともに、解決に向けての相談体制や苦情の処理体制の充実を図ります。

## 市民・事業者等の役割

- 企業は、様々な条件下で働く勤労者がいることを理解し、男女を問わず勤労者が安定して働ける環境づくりに努め、積極的に働き方改革に取り組みましょう。
- 企業は地元雇用に努めましょう。



就職相談会

※22 ハラスメント:嫌がらせ、いじめ。本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせること、相手の尊厳を傷つけること、相手に不利益を与えること、相手に脅威を与えること。

# 1. 生涯にわたるいきいきした健康社会の実現

### 関連する SDGs



### 現状と課題

食生活や社会環境の変化、高齢化の進展などにより、本市でも生活習慣病の予防をはじめとする市民の健康への関心が高まっています。市民の健康寿命の延伸を実現させるためには、乳幼児から高齢者まで、より一層の医療機関との連携・協力のもと、適切な体制の充実や保健指導体制の強化を図りながら、継続的な保健事業を推進することが求められています。

市の健康づくり事業は、嘉麻市保健計画に基づき、各種健康診査、がん検診のほか、健康教育、健康相談、家庭訪問などを実施しています。

新型コロナウイルス感染症の流行とその長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき、円滑なワクチン接種を実施するために、各関係機関と連携しながら必要な接種体制の確保に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症は、健やかな市民生活を実現する上で、様々な弊害を及ぼしています。安心・安全な毎日を取り戻すために、より効果的な健康づくりの推進が求められています。

また、自殺対策基本法の一部改正に伴い策定した嘉麻市自殺対策計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して関係機関や関係団体と連携しながら自殺対策を推進することが求められています。

母子保健事業では、嘉麻市子育て世代包括支援センターかま・sukuを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する体制を構築し、母子健康手帳交付時に栄養指導を行うなど妊娠期からの関りを重視するとともに、多様化する子育てニーズに対応するため産後ケア事業を開始するなど子育て支援事業の充実を図っています。また、発達の過程で支援が必要な乳幼児を早期に発見し、療育訓練事業へつなぐなど早期支援のための連携も行っています。これに加え、近年増加傾向にある児童虐待に対する防止の啓発、早期発見のため、子ども家庭総合支援拠点として関係機関等とのさらなる連携強化が必要となっています。

総合的な保健・医療・福祉の推進については、医療機関や関係機関、行政や地域が連携した健康づくりの推進が求められています。

地域医療や救急医療体制の整備への市民ニーズも高まってきています。高齢化の進展や生活習慣病も増加傾向にあることから、質の高い医療の確保や提供は、健やかな市民生活を実現する上で重要であり、積極的な取組が求められています。

## 施策の方針

- 嘉麻市保健計画について、今後の社会状況の変化などに対応し、必要な見直しを行います。
- 関係機関等と連携し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点をおいた施策に取り組みます。
- 生活習慣病の早期発見・早期治療のため、健康診査の受診率向上に取り組みます。
- 各種健康教室や健康相談などにより、保健指導や啓発活動に取り組みます。
- 新たな感染症の出現や既存感染症の再興などに備え、各関係機関と連携した、適切な対策に取り組みます。
- 嘉麻市自殺対策計画に基づき、関係機関等と連携した自殺対策に取り組みます。

## 成果指標

| 指標の名称                  | 指標の説明                            | 基準値           | 目標値         |
|------------------------|----------------------------------|---------------|-------------|
|                        |                                  | R3 (2021) 年   | R8 (2026) 年 |
| がん検診平均受診率              | 各種がん検診受診率<br>(受診者数÷対象者数×100) の平均 | 9.3%          | 15%         |
| がん検診平均精検受診率            | がん検診で要精検とされた者のうち、精密検査を受診した者の割合   | 88.3%         | 100%        |
| 特定健診受診率                | 受診者数÷対象者数×100                    | 35.6%<br>(R2) | 60%         |
| 特定保健指導実施率              | 実施者数÷対象者数×100                    | 62.0%<br>(R2) | 60%         |
| 乳幼児健康診査実施率<br>(1歳6か月児) | 受診者数÷対象者数×100                    | 83.8%<br>(R2) | 95%         |
| 乳児家庭全戸訪問事業実施率          | 訪問者数÷対象者数×100                    | 97.6%         | 100%        |

### 今後の取組

#### (1) 総合的な健康づくり体制の構築

日常生活に密着した健康相談や健康教室、訪問指導等各種保健サービスの提供を積極的に行い、保健ニーズの多様化、高度化に対応した保健従事者の確保及び資質の向上に取り組みます。

また、嘉麻市保健計画に基づき、嘉麻市健康づくり推進協議会及び嘉麻市保健計画推進員連絡会など関係機関との連携のもと、質の高いサービスの提供に取り組みます。

#### (2) 早期発見・早期治療に向けた健康診査の充実

若年健診や特定健診、がん検診などの健康診査の方法や結果の周知徹底、啓発活動の充実など受診率の向上を図るとともに、関係機関との連携のもと、各種教室や相談指導體制を充実し、市民自らが健康的な生活習慣を実践できるように支援します。

国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の保健事業については、嘉麻市国民健康保険保健事業実施計画に基づき、健診、医療、介護のデータを分析し、生活習慣病の発症予防対策と重症化予防対策を強化します。

#### (3) 医療体制の充実・強化

質の高い医療サービスの確保、提供ができるよう、医療体制の充実・強化に取り組みます。

また、急病者が速やかに適切な医療を受けることができるよう、飯塚急患センターや各医療機関との連携のもと、救急医療体制の整備を推進するとともに、国道 322 号八丁峠道路及び干手バイパスの開通など、交通アクセスの向上を生かした広域的な医療体制の充実を検討します。

#### (4) 母子保健の推進

安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう、嘉麻市子育て世代包括支援センターかま・suku を中心に妊娠期からのかかわりを持ち、子どもの健やかな成長のため、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査などの母子保健を推進します。また、妊娠期から子育て期までの相談支援体制を充実させ、親子ともに健やかな成長を喜び合えるよう、切れ目のない支援に取り組むとともに、児童虐待の早期発見のための連携を強化します。

発達の過程で支援を必要とする乳幼児を早期に発見し、身体の発育、知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和的発達を促していくため、療育訓練事業を推進するとともに、関係課・関係機関との連携のもと、適切な支援を継続して行うための取組を総合的に推進します。

#### (5) 保険・医療等制度の運用

国民健康保険及び各種医療等制度の運用については、広く市民の理解を得るとともに、安定的に運営します。

また、被保険者の健康保持増進のために策定した嘉麻市国民健康保険保健事業計画に基づき、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度の対象者の健診・医療・介護データを活用し、健康課題の詳細な分析等に取り組むとともに、被保険者の予防・健康づくりを促進し、医療費の適正化を図ります。

#### (6) 感染症予防の推進

公衆衛生の観点から、関係機関との連携のもと、乳幼児から高齢者まで、教室、健康診査等による感染症の予防や啓発に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症等の新感染症発生時には、国や県と連携し、ウイルス感染症まん延防止のための対策の強化に取り組みます。また、予防接種の実施時には、円滑に実施するために、医師会や地域の医療機関、各関係機関と連携を図りながら必要な接種体制の確保に取り組みます。

#### (7) 自殺対策の推進

嘉麻市自殺対策計画に基づき、嘉麻市自殺対策連携協議会において、地域の自殺状況や取組について協議を行いながら、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、関係機関や関係団体と連携しながら自殺対策を推進します。

## 市民・事業者等の役割

- 市内の各施設、職場及び家庭において、受動喫煙の防止に努めましょう。
- バランスの良い食事や適度な運動を基本に、かかりつけ医を持って適正受診を心掛けるとともに、定期的な健診・がん検診等により、健康な身体の維持に努めましょう。
- 自殺を身近な問題ととらえ、市が主催する講演会への参加等を通して理解を深めましょう。

## 2. いつまでも笑顔で元気に暮らせる高齢者福祉の充実

### 関連する SDGs



### 現状と課題

本市では、令和4（2022）年4月1日現在、65歳以上の高齢者が14,523人、高齢化率は40.4%と県内都市の中では最も高い高齢化率であり、5年間で高齢化率は3.9%の上昇となっています。また全世帯のうち40%を超える世帯が高齢者のみの世帯となっています。

このような中、嘉麻市高齢者福祉計画及び嘉麻市介護保険事業計画に基づき、高齢者の健康づくりの推進や介護保険制度の安定的な運用を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるように様々な事業を展開しています。

今後も高齢者福祉の充実に向けて、高齢者が生きがいや幸せを感じられる取組を継続していく必要があります。さらに、庁内関連部署との連携はもとより、関係機関・各種団体との協働や、地域住民・専門的知識を持つ多職種と連携し、地域共生社会の実現に向けて「地域包括ケアシステム」の構築を推進することが重要です。

また、高齢者の様々な事例に対応するため、多様な制度や資源を活用する総合的なケアマネジメント力の強化や、高齢者の自立支援や重度化防止といった専門的知識・ノウハウの蓄積、人材育成等が課題となっています。

### 施策の方針

- 高齢者が健やかに暮らせるように、健康づくりや生きがいづくり、社会参加への支援、介護予防事業などを一層充実します。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- 介護保険制度の安定的な運営に取り組みます。

### 成果指標

| 指標の名称     | 指標の説明                          | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|-----------|--------------------------------|--------------------|--------------------|
| 出前講座受講者数  | 出前講座の受講者数（年間延べ人数）              | 543人               | 1,500人             |
| 認知症サポーター数 | 令和8年度までの認知症サポーター養成講座受講者数（延べ人数） | 2,704人             | 3,416人             |
| 総合相談件数    | —                              | 1,040件             | 880件               |

## 今後の取組

### (1) 高齢者の健康づくり

いつまでも健康な自立した暮らしができるよう、高齢者の自発的な健康づくりと介護予防事業を推進します。

また、出前講座などにより、生活習慣病予防や介護予防、さらに認知症についての理解を深めるための、啓発などに取り組みます。

### (2) 高齢者の生きがい対策の充実

社会で活躍できる元気な高齢者を増やすため、自分の知識や経験を生かした就労や社会参加を推進するとともに、今後も老人クラブ助成事業等により高齢者の生きがいづくり活動を支援します。

### (3) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業及び各種在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、ひとり暮らしの高齢者の見守り事業、認知症サポーター養成講座、オレンジサロン助成事業等を継続しながら、小さな困りごとへの支援など、生活支援体制の整備や在宅医療と介護の連携、認知症施策、地域ケア会議を推進します。

### (4) 高齢者相談支援センターの機能強化

介護、疾病、虐待、権利擁護など、高齢者に関するあらゆる相談に対して、地域に密着した相談窓口として利用できるよう、高齢者相談支援センター業務の周知と機能の強化を継続します。

### (5) 介護保険制度の安定的な運営

介護給付費適正化事業、介護認定適正化事業及び介護保険料の適正な賦課徴収業務を行い、介護保険制度の安定的な運用を図り、健全に財政運営します。

## 市民・事業者等の役割

- 高齢者は自分の知識や経験を生かし、就労やボランティアなどの社会参加に努めましょう。
- 高齢者は日頃から介護予防や健康づくりに努めましょう。
- 見守りなどの支援を必要とする高齢者を地域全体で支えましょう。



ケアトランポリン

### 3. 子育て支援の充実

#### 関連する SDGs



#### 現状と課題

未来を担う子どもたちの心身ともに健やかな育成を目的とするとともに、本市の移住・定住の促進に向けて、子育て支援の充実は重要な取組の一つに位置づけられます。

市では、子育て支援センターや公民館等において、子育て相談や保護者交流などを行っているほか、中学校3年生までの医療費の無料化、保育料基準の軽減、子育てガイドブックの作成による市の子育て支援情報の発信、相談事業など、子育て家庭への支援に向けた様々な取組を行ってきました。

保育所運営に関しては、待機児童については発生していませんが、すべての保護者が希望する保育所への入所は困難な状況であり、また、年々増加する障がいをもつ子どもの入所など保育所を取り巻く現状は厳しく、安定した保育環境の確保が課題となっています。

また、子どもが虐待や犯罪等に巻き込まれる事件の多発などが社会問題となっていることから、子どもに対する暴力や虐待の未然防止と早期の発見及びその対応が必要となっています。

#### 施策の方針

- 嘉麻市子ども・子育て支援事業計画に基づき、関係機関や団体、家庭などと連携した、多様な子育て支援に取り組みます。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のための体制強化に取り組みます。

#### 成果指標

| 指標の名称                 | 指標の説明                          | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|-----------------------|--------------------------------|--------------------|--------------------|
| 嘉麻市地域子育て支援センター利用者数    | 嘉麻市地域子育て支援センターの利用者数(延べ人数)      | 1,239人<br>(R2)     | 3,000人             |
| ひとり親家庭等自立支援事業による資格取得率 | 資格取得者数÷高等職業訓練促進給付金最終学年受給者数×100 | 100%<br>(R2)       | 100%               |

## 今後の取組

### (1) 子ども・子育て支援施策の推進

嘉麻市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども達が健やかに成長し、子育てに喜びと生きがいを感じることができるよう総合的な子育て支援施策に取り組みます。

### (2) 子育てへの経済的支援の充実

子育て家庭の生活の安定及び子どもの健全な育成を図るため、児童手当をはじめとする各種手当の支給により、子育て家庭への経済的な支援を推進するほか、広報紙やホームページ、子育てガイドブック等を活用し、子育て支援施策の周知を行います。

特に、子どもの貧困対策については、子どもを取り巻く環境を改善するため、「教育の支援」「保護者に対する就労の支援」「生活の支援」「経済的支援」につなげ、関係機関が連携し、一体となって取り組みます。

また、子どもの医療費の無料化については、県の支援内容や他自治体の状況なども踏まえ拡充を検討します。

### (3) ひとり親世帯への支援の充実

ひとり親世帯の自立した生活の確立に向け、母子・父子自立支援員を配置し、相談受付及び問題解決の支援やアドバイスを行います。

また、母子生活支援施設への入所措置や就業支援、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給など、生活・子育て・就業等に関する支援を充実します。

### (4) 子育てと仕事の両立支援の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、就学前を対象とした通常保育のほか、一時預かり事業や病後児保育などの各種特別保育事業の実施や小学生を対象とした学童保育所など、多様化したニーズに対応する様々な保育サービスを充実します。

また、障がいのある子ども等の受け入れに対応するための体制を充実・強化します。

### (5) 子育て支援に関する情報提供・相談事業・要保護児童対策の充実

広報紙やホームページ等の活用、及び市の子育て等に関する総合的な情報を掲載した子育てガイドブックを充実し、周知します。

また、市内3箇所の子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者に交流の場を提供し、子育てについての相談や情報提供、子育てに関する教室を行い、地域の子育て支援の拠点としての機能を充実します。

子育てに不安を抱えるなど養育支援を必要とする家庭には養育支援訪問を行い、適切な子育てができるよう相談・支援の充実に取り組みます。

要保護児童については、適切な保護を図るため、嘉麻市要保護児童対策地域協議会による情報交換や支援内容に関する協議を行い、関係機関と連携して、虐待の早期発見・早期対応のための体制を強化します。また、子育て支援課が運営する子育て総合支援センター内に設置した嘉麻市子ども家庭総合支援拠点を中心に嘉麻市子育て世代包括支援センターと連携し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、虐待等にかかる実情把握、情報の提供、相談、調査、指導、学校等の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行います。

## 市民・事業者等の役割

- 妊婦や乳幼児を連れた人に配慮できるような地域や職場づくりに努めましょう。
- 子どもを地域全体で見守るなど、子どもや子育て家庭と地域がつながる環境づくりに努めましょう。
- 児童虐待の疑いを放置せず、市役所や警察、民生委員などの身近な人に相談しましょう。

## 4. ノーマライゼーションの理念に基づく障がい者福祉の充実

### 関連するSDGs



### 現状と課題

市には指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所が10事業所あり、飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人が生活していく中で直面する様々な問題について相談者と一緒に考え、解決に向けて取り組んでいます。

障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、基本的人権の尊厳、障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上での社会的障壁の除去等が明示され、より地域社会における共生の実現や地域に密着した支援の充実を図ることが求められています。

また、障害者差別解消推進法に基づき、市民の方々や民間事業者に対して、法の趣旨や内容についての理解を深めていただけるよう啓発に取り組む必要があります。

### 施策の方針

- 嘉麻市障がい者計画や嘉麻市障がい福祉計画に基づき、障がいのある人の権利を守るとともに、自立した生活や社会参加の機会の充実に向けた支援体制の整備に取り組みます。
- 障がい者虐待事案などについて、飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター・虐待防止センターなどにおける相談対応体制の強化に取り組みます。

## 今後の取組

### (1) 障がい者計画及び障がい福祉計画の推進

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、一人ひとりが個人として大切にされるよう、障がいのある人たちの権利を守ります。また、障がいのある人が住みなれた地域で自立しながら安心して生活できる環境づくりを目指し、嘉麻市障がい者計画及び嘉麻市障がい福祉計画を必要に応じて改定し、障がい者団体、障がい者支援団体、家族会及び親の会等の意見なども踏まえながら、両計画に基づく福祉施策を推進します。

### (2) 地域生活支援の充実及び推進

在宅介護や施設入所、外出時の支援、補装具の給付等の様々な福祉サービスを提供し、障がいのある人が地域で安心して生活するための支援を行います。

### (3) 就労支援及び自立支援医療の充実

障がいのある人の経済的、社会的な自立を目指し、飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターを中心に、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労を希望する人に対し就労支援を行います。

また、地域で自立した日常生活や社会生活を営むために適切な医療を受けることができるよう、指定医療機関において受ける処置に要する医療費の一部支給を継続します。

### (4) 障がい福祉サービス等の情報提供・相談事業の充実

障がいのある人やその家族からの福祉に関する様々な悩みや不安に対応するため、飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター・虐待防止センターにおいて、相談支援事業所やサービス事業所と連携し、困難ケースや虐待事案等の相談支援を行います。

## 市民・事業者等の役割

- 障がいがある人への正しい理解に努めましょう。
- 障がいのある人のことを考慮した施設や環境づくりに努めましょう。
- 障がいのある人を積極的に雇用しましょう。

## 5. 安心・ゆとりのある地域福祉の充実

### 関連する SDG s



### 現状と課題

福祉に対する市民のニーズが多様化・複雑化するなか、地域の住民一人ひとりが福祉の担い手としてお互いに支えあい助け合える社会にするために、相互扶助精神の醸成と地域ネットワークの構築が重要になっています。

嘉麻市地域福祉計画を策定し、共に支え合い、一人ひとりの人権が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して、生きがいを持って暮らすことができる地域福祉が充実したまちづくりの推進に努めています。

また、人間関係が希薄になってきている現状において、高齢者・障がいのある人等への福祉サービスの充実、女性が育児と仕事を両立する体制づくり、保健・医療・福祉が連携した地域で支え合う地域福祉のシステムやコミュニティづくり、ボランティアが活動しやすい環境づくりなどへの取組が求められています。

このため、地域で生活する市民に対して、身近な相談者である民生委員・児童委員の活動の支援、嘉麻市社会福祉協議会による「ふれあいいいききサロン」の設置、社会福祉施設への指定管理者制度<sup>※23</sup>の継続など、市民にくつろぎ、交流、レクリエーションの場を提供し福祉の増進につなげており、今後もこうした取組の充実が求められます。

また、生活上の相談を含んだ人権相談窓口に生活相談員を配置しており、取組の充実も求められます。

生活保護については、コロナ禍の長期化により、経済状況が悪化し、生活保護の相談、新規申請は、増加傾向にあります。

令和2（2020）年6月には5.99%まで下がった市の保護率は、令和3（2021）年6月には6.12%と再び上昇の兆しを見せています。そのため今後も経済的給付とあわせて、他法・他施策の活用や、就労支援等による自立に向けた支援を実施していく必要があります。

### 施策の方針

- 民生委員・児童委員の活動の充実を図るため、委員の地域福祉推進活動を継続して支援します。
- 生活困窮者に対し、経済的給付やその他の施策を活用し、継続的に支援します。
- 被災者や戦傷病者等への支援については、現行制度の運用を継続します。

※23 指定管理者制度：市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、公の施設の管理に民間のノウハウを活用する制度。平成15年6月の地方自治法改正により創設された。

## 今後の取組

### (1) 地域福祉推進活動への支援

地域住民が相互に助け合い安心して生活できる地域社会の実現を目指して、嘉麻市社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会をはじめとする社会福祉団体等が円滑に活動できるように、継続して支援します。

また、地域における多様なニーズへの確に対応するため、民生委員・児童委員等の見守りや相談を通じ、関係各課の情報提供や必要な支援・施策を行います。

### (2) 低所得者福祉の充実

生活保護法の趣旨に基づき、必要な人には必要な保護と援助を行い、適正な運営を目指すとともに、稼働能力や資力調査、扶養義務者調査等必要な調査を行い、制度を適正に実施します。

また、生活困窮者に対する自立支援相談事業及び住居確保給付金事業、家計相談支援事業、就労準備支援、子どもに対する学習支援、その他相談事業を継続し、生活困窮者の支援を図ります。

### (3) 被保護世帯の自立支援

他法・他施策の活用が図れる対象者については、その制度が活用できるよう支援を行うなど、適正な保護を実施します。

就労が可能な方や稼働年齢層の世帯員を有する世帯には、就労支援員の活用により、ハローワークと連携を取りながら、迅速な求職活動等、必要な指導援助を行います。

### (4) 被災者・戦傷病者等への支援

自然災害などで被災した市民に災害見舞金等や毛布等の緊急物資を給付します。

また、戦没者の遺族や戦傷病者については、現行制度の運用により支援を継続します。

## 市民・事業者等の役割

- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけましょう。
- 自らの知識や経験、技能を活用して、地域福祉活動に参加しましょう。
- 生活に関する困りごとの解決に向け、各種相談事業を活用しましょう。

## 1. 少人数指導等による学力向上

### 関連するSDGs



### 現状と課題

全国学力・学習状況調査における市の児童生徒の標準化得点は、中学校及び義務教育学校後期課程では上昇傾向にあるものの、依然として全国平均以下となっています。また、学校間格差も広がっていることから、市独自の教育施策の強化・充実に取り組んでいく必要があります。

### 施策の方針

- 確かな学力の向上のための取組を推進します。

### 成果指標

| 指標の名称   | 指標の説明 | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|---|-------|--------------------|--------------------|
| 全国学力・学習状況調査標準化得点<br>(国・算平均)<br>(小学校6年生・義務教育学校6年生) | —     | 95.5               | 101.0              |
| 全国学力・学習状況調査標準化得点<br>(国・算平均)<br>(中学校3年生・義務教育学校9年生) | —     | 97.0               | 101.0              |

### 今後の取組

#### (1) 確かな学力向上のための取組の推進

個に応じたきめ細かな指導を行うことによって、継続的に授業の改善を図り、児童生徒の指導を充実させ、学力の向上を目指します。

また、児童生徒の実態や学力を正確に把握、分析し、課題を明らかにした上で学校内の組織的な取組の改善を図り、自ら学び考えるなどの確かな学力を育む教育を実施するとともに、地域の人材や学生ボランティア等を活用して、教育課程外の学力向上事業を実施します。

### 市民・事業者等の役割

- 子どもが規則正しい生活を送るとともに、日常的な学習習慣が定着するよう、家庭の環境づくりに努めましょう。
- 学校での出来事などについて、子どもとよく話をしましょう。
- スマホやゲームなどの使用について、家庭でルールを話し合って決めましょう。

## 2. 個性又は能力を育成する学校教育の充実

### 関連するSDGs



### 現状と課題

児童生徒一人ひとりの状況や教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う必要があります。また、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児、児童生徒の早期による特別支援教育を推進するとともに、幼・小・中・義務教育学校及び高等学校間の情報共有を密に行い、個別最適化された教育及び切れ目のない支援を行う必要があります。

また、学校施設は児童生徒の学びの場であるとともに、地域住民の文化・スポーツ活動の場としても利用され、災害時には緊急避難場所ともなるため、安全な施設として適切な維持管理を行う必要があります。

### 施策の方針

- 子どものニーズに応じる教育の充実に取り組みます。
- 社会の変化に対応する教育の充実に取り組みます。
- 信頼される教員の確保と研修の充実に取り組みます。
- 安心して学べる学校づくりに取り組みます。
- 学校施設整備を推進します。
- 地域に開かれた学校づくりに取り組みます。
- 小中一貫教育への取組を推進します。
- 教育の機会均等を促進します。

### 成果指標

| 指標の名称                        | 指標の説明                 | 基準値            | 目標値           |
|------------------------------|-----------------------|----------------|---------------|
|                              |                       | R3 (2021) 年    | R8 (2026) 年   |
| 安全点検実施回数                     | 1年間に実施する学校建築物の安全点検回数  | 3回以上<br>/各学校   | 1回以上<br>/各学校  |
| 特別支援教育関係職員配置数                | —                     | 100%           | 100%          |
| 外国語指導助手配置校                   | —                     | 13校            | 7校            |
| オンライン英会話実施回数（小学校・義務教育学校前期課程） | 1年間に実施するオンライン英会話学習の回数 | 4年生<br>(5回)    | 3～6年生<br>(5回) |
| オンライン英会話実施回数（中学校・義務教育学校後期課程） | 1年間に実施するオンライン英会話学習の回数 | 中学校2年生<br>(5回) | 全学年<br>(10回)  |

### 今後の取組

#### (1) 子どものニーズに応じる教育の充実

関係機関と情報共有を図りながら、就学後は継続的に小学校低学年及び義務教育学校前期課程低学年を中心に巡回相談を実施し、専門的な指導助言を受けることで、よりきめ細かい指導を行います。さらに、幼・小・中・義務教育学校及び高等学校間の情報連携を深め、特別支援教育を充実します。

また、障がいのある幼児、児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育を行うため、補助教員等を配置します。

#### (2) 社会の変化に対応する教育の充実

言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成のため、オンライン英会話授業を導入するなど、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ教育を充実します。

また、児童生徒が将来持続可能な社会を形成する一員として活躍できるよう、電子黒板やタブレット端末といったICT機器を活用して、情報活用能力や豊かな創造性を身につけ、情報社会に主体的に対応できる人材育成に取り組みます。

#### (3) 信頼される教員の確保と研修の充実

教員を取り巻く環境は、近年多様化しており、対応すべき教育課題も変化しているため、教職員を対象とした研修事業の充実に取り組みます。

#### (4) 安心して学べる学校づくりの推進

通学時における交通事故や不審者事案が増加するなど、児童生徒を取り巻く環境にも変化が出てきており、児童生徒が安心して学校に通えるよう、学校における防犯体制などを強化します。

#### (5) 学校施設整備の推進

児童生徒の安全安心はもとより、「質の高い教育を実現する学校」及び「地域創造の核となる学校」を目指し、施設一体型義務教育学校の整備を行っていきます。

また、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学びの場であると同時に、災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を担うことから、その安全性を確保するための適切な維持管理を行い、老朽化した施設については、安全性・耐久性を向上させるため、長寿命化改修工事を行います。

#### (6) 地域に開かれた学校づくりの推進

教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るための措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めます。また、生涯スポーツの推進などの観点から、学校教育に支障を与えないよう、学校施設の開放を行います。

#### (7) 小中一貫教育への取組

小学校から中学校への進学に際して、生徒が体験する段差の大きさに配慮し、その間の接続を円滑にするために、義務教育9年間を通して、系統的、継続的な学習指導や生徒指導により一貫した教育活動を行うことで、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に取り組みます。

#### (8) 教育の機会均等の促進

経済的理由により就学が困難な児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を支援するほか、市独自の奨学資金制度により、高等学校や大学等への進学を希望する修学困難者の負担軽減を図ります。

## 市民・事業者等の役割

- 子どもたちが安全・安心に登下校ができるよう、見守り活動へ協力しましょう。
- 学校が行う教育活動への理解を深め、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組みましょう。



嘉穂小学校

### 3. 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

#### 関連する SDG s



#### 現状と課題

子どもたちを取り巻く生活環境は、核家族化やひとり親世帯の増加などにより、子ども同士のふれあいや親子のふれあいなど、日常生活における人と人との関わりが希薄化しており、子育てに不安を抱える家庭が増えています。

本市においても、このような状況を踏まえ、青少年の健全な育成を促進するために、学校、家庭、地域が連携・協働し、規範意識を育むための施策に取り組み、一定の成果を得ることができました。

今後も、家庭の教育力の向上や青少年健全育成のための活動など、関係機関と連携した施策の充実が必要です。

子どもたちの総合的な健全育成と学力の向上を推進するため、学校と地域が連携・協働する体制の構築を目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成（地域づくり）を推進する必要があります。

#### 施策の方針

- 道徳性と自立心を養う心の教育の充実に取り組みます。
- 健やかな心身を育む健康教育の充実に取り組みます。
- 家庭・地域・学校における読書活動を推進します。
- いじめ・不登校問題などの解決に向けた体制の充実に取り組みます。
- 家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実に取り組みます。

#### 成果指標

| 指標の名称           | 指標の説明                       | 基準値         | 目標値         |
|-----------------|-----------------------------|-------------|-------------|
|                 |                             | R3 (2021) 年 | R8 (2026) 年 |
| 学校給食における地産地消の推進 | 地場産物野菜÷利用野菜×100             | 27.2%       | 30.0%       |
| 家庭教育支援講座受講組数    | 家庭教育支援講座の受講組数<br>(1年間の延べ組数) | 29組         | 34組         |
| 不登校出現率          | 不登校児童・生徒数÷全校生徒数×100         | 3.21%       | 1.00%       |

## 今後の取組

### (1) 道徳性と自立心を養う心の教育の充実

市の教育課題の一つである「規範意識の醸成」には、道徳教育の充実が不可欠であることから、家庭や地域社会との連携を推進しながら、豊かな自然・社会体験を通して児童生徒の内面に根差した道徳性の育成に取り組みます。

### (2) 健やかな心身を育む健康教育の充実

学校保健安全法に基づく、児童生徒及び教職員の健康診断の実施や各学校において学校保健、学校安全に関する年間計画を作成し、適切に実施するよう指導助言を行います。

また、児童生徒の心身の健全な発達のため、安心・安全で美味しく、栄養バランスの取れた学校給食を提供するとともに、給食を通して児童生徒が自分自身の健康のための食事について考えることのできる「食育」に取り組みます。

### (3) 家庭・地域・学校における読書活動の推進

児童生徒の学習や読書意欲を高めるため、嘉麻市立図書館や嘉麻市立学校図書館協議会等との連携を図りながら、学校図書館の整備や、引き続き図書司書等を配置することによって、組織的、継続的な読書活動の推進に取り組みます。

### (4) いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実

いじめや不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動は、依然として教育上の大きな問題であり、児童、生徒、保護者、教員等の悩みに対して、適切かつ迅速に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう関係機関との連携を強化するなど、体制を充実します。

### (5) 家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実

家庭の教育力向上、子どもたちの総合的な健全育成と学力の向上を推進するため、学校と地域が連携・協働する体制の構築を目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成（地域づくり）を推進し、学校・家庭・地域の教育力向上の支援体制づくりに取り組みます。

## 市民・事業者等の役割

- 企業や事業所は、児童生徒によるボランティア活動の支援や就労体験の機会づくりに努めましょう。
- 子ども達の心身の状態を把握し、家庭内で子どもに寄り添い語り合う時間をつくりましょう。
- 「地域の子どもは地域で育てる」という意識で、非行の未然防止や子どもたちの地域活動への参加奨励に取り組みしましょう。

## 4. 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進

### 関連するSDGs



### 現状と課題

生活様式の変化や価値観の多様化により、仕事や家庭生活以外における社会参画や自己実現への市民の関心は高く、また、自己の能力を活かし、お互いに学びあう生涯学習が、ますます重要となっています。

また、市民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習推進体制の整備をはじめ、家庭教育支援事業や青少年の人格形成に大切な生活体験・自然体験等の活動を推進し、社会性、自主性を身につけ、協働のまちづくりが図れるよう地域のリーダーとなる人材育成も必要となっています。

市民の生涯学習活動の拠点の一つである公民館は、中央公民館を中心に4地区公民館と8分館の合計13館の公立公民館と、自治公民館が各地域にありますが、分館方式、自治公民館方式という異なる体制であり、運営方法や活動内容についても、それぞれの地区毎に異なっているため、市内で統一した事業展開を図ることができていません。また、少子高齢化のため、活動に参加する地域住民が減少したことにより、活発な公民館活動を行うことができなくなっている地域もあることから、嘉麻市公民館基本計画を適時見直し、計画の実現に向けた事業の推進を図る必要があります。

また、公民館事業については、市民のニーズの把握に努めながら、各種講座の開催日時や対象者設定を検討した上での実施回数の確保に努める必要があります。

図書館については、市に4ヶ所あり、各館毎に重点分野を定め、特徴のある蔵書構成を図っているほか、それぞれの地域において乳幼児から高齢者まで、全ての市民が気軽に安心して利用できる「知の拠点施設」としての役割を果たしています。また、インターネットの普及により需要が高まったウェブ予約を開始したことで、新たな利用者の開拓につながっているほか、移動図書館車による巡回を保育所や私立保育園へも拡大したことで、今まで図書館に来ることができなかった子どもたちの読書環境の整備が充実してきました。

今後は市民の読書習慣を定着化していくための取組として、新しい視点での図書館事業も取り入れながら、積極的な事業展開を進めていく必要があります。

### 施策の方針

- 生涯学習推進体制の充実などにより、生涯学習を総合的に推進します。
- 家庭・学校・地域が連携・協力できるような地域コミュニティづくりに取り組みます。
- 公民館事業について、講座内容の充実などにより、市民の多様なニーズに対応します。
- 図書館が、より利用しやすい施設となるよう管理運営するなど、市民の読書習慣の定着化に取り組みます。

## 成果指標

| 指標の名称            | 指標の説明             | 基準値         | 目標値         |
|------------------|-------------------|-------------|-------------|
|                  |                   | R3 (2021) 年 | R8 (2026) 年 |
| 公民館講座            | 市内公民館施設で開催される講座の数 | 10 講座 (R2)  | 18 講座       |
| 市民 1 人当たりの図書貸出冊数 | 1 年間の個人貸出冊数の総数÷人口 | 2.99 冊      | 4.73 冊      |

## 今後の取組

### (1) 生涯学習関係機関、団体との連携・協力体制の整備

市民の多様な生涯学習ニーズに応えるため、社会教育関係団体が主体的に活動できるよう、情報提供や研修会の実施、運営・展開等に関する各種事業への適切な支援を行うとともに、専門性をもって市民に対し生涯学習の推進が図れるよう組織の育成支援を行います。

### (2) 学習機会の提供及び学習成果の活用促進

市民の生涯学習を進めるため、生涯学習活動の発表の場であり、地域住民の集いの場、交流の場である公民館の活用を促進し、公民館活動の活性化を推進します。

このため、市の公民館のあり方や今後の望ましい方向性について定める嘉麻市公民館基本計画を見直しながら、公民館の組織体制の強化や生涯学習推進体制の充実を図るとともに、市民の生涯を通じた学習機会の提供に取り組みます。

### (3) 図書館の利用促進

市民にとって必要な資料や情報を収集・整理・保管・提供し、気軽に本とふれあう身近な施設であり、市民の“知の拠点”である図書館については、誰もが利用しやすい環境づくりを総合的に行い、新しい視点での図書館事業も取り入れながら、市民の読書意欲の向上及び市民の読書習慣の定着化に向け、取り組みます。

また、学校図書館との連携や図書ボランティアの養成などにより、図書館利用を促進します。

## 市民・事業者等の役割

- 生涯学習の場として、図書館や美術館、公民館などの社会教育施設を積極的に活用しましょう。
- 自主学習活動に参加し、学んだ成果を地域社会に生かしましょう。



移動図書館

## 5. 体力及び運動能力向上の推進

### 関連する SDG s



### 現状と課題

子どもの体力・運動能力の向上を目指し、幼児や児童を対象としたスポーツ推進委員による運動指導や、トップアスリートを迎えたスポーツ教室等に加え、公立保育所、私立保育園、私立幼稚園、私立認定こども園、小学校、中学校、高齢者に順次、コーディネーショントレーニングの普及（プロジェクトK）を推進してきました。

また、既存の社会体育施設は市民が身近なスポーツの場として有効に活用できるよう、適正に維持管理し、スポーツ教室やスポーツ大会の開催により利用者数の拡大を図ってきました。

国ではスポーツ基本法が施行され、平成 27（2015）年にスポーツ庁が発足、スポーツ基本計画において、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが基本方針として提示されました。

近年は、オリンピック種目などだけではなく、ボッチャなどのパラスポーツが注目を集め、障がい者だけではなく、子どもから高齢者まですべての人が楽しめるスポーツとして期待されています。

本市においても、プロジェクト K（嘉麻市モデル）に基づいた嘉麻市スポーツ推進計画を策定し、スポーツによる人材育成や地域の活性化を進めており、乳幼児から高齢者、障がい者に至る全ての市民に対し、嘉麻市スポーツ推進計画に沿った、総合的な取組を継続していく必要があります。

### 施策の方針

- スポーツが担う多面的な役割から、スポーツを通じた人材育成及び地域の活性化に取り組みます。

### 成果指標

| 指標の名称       | 指標の説明                                | 基準値<br>R3 (2021) 年                   | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------|
| 小学校児童の体力向上  | 小学校新体力テストにおける嘉麻市の体力合計点の平均値と全国平均値との比較 | 男子：全国以下<br>(H31)<br>女子：全国以上<br>(H31) | 男子：全国以上<br>女子：全国以上 |
| 中学校生徒の体力向上  | 中学校新体力テストにおける嘉麻市の体力合計点の平均値と全国平均値との比較 | 男子：全国以上<br>(H31)<br>女子：全国以上<br>(H31) | 男子：全国以上<br>女子：全国以上 |
| 社会体育施設利用者数  | 市内の社会体育施設を利用する人数（年間延べ人数）             | 192,187 人<br>(R2)                    | 386,500 人          |
| 誘致大会・合宿参加者数 | 誘致大会及び誘致合宿で市内の社会体育施設を利用する人数（年間延べ人数）  | 3,408 人<br>(R2)                      | 8,200 人            |

## 今後の取組

### (1) スポーツによる地域の活性化

スポーツと健康運動を通して、市民一人ひとりの潜在的な能力の向上を目指します。

また、スポーツの社会的意義の重要性を広めるとともに、スポーツを通じた市民の主体的かつ継続的な活動を促進するため、スポーツ推進委員・指導者の派遣やスポーツに関する身近な情報の提供、スポーツサークルの設立支援、誰もが参加できるスポーツ教室を実施してコミュニティの活性化を図るほか、スポーツに関係する多くの人が本市を訪れ、スポーツを行い、あるいは観戦することにより、スポーツによる交流人口の増加を目指した事業に取り組みます。

### (2) スポーツ環境の整備

自然豊かで文化性に満ちた市内の環境を再発見するとともに、ジョギング、ウォーキングなどの手軽な運動に最適な運動環境を整え、市民の利用を促進するとともに、子どもの成長を促し、心に刺激を与えるような環境づくりを目指します。

また、誰もがいつでも、気軽に参加できるようなスポーツ環境づくりを進め、多様な市民ニーズに応じたスポーツ活動の場の提供や情報提供に取り組みます。

### (3) 生涯スポーツの推進

市民が積極的にスポーツに参加できる環境をつくり、市民が自分に合ったスポーツを継続することにより、いつまでも健康で健やかな生涯を過ごせるような取組を推進します。

### (4) 競技スポーツの推進

スポーツ文化を広め、豊かなコミュニケーション社会を育むため、各種競技大会を開催し、誰もが自らの目標に即してスポーツ競技力の向上を目指した事業を推進します。

また、指導者の養成・育成やスポーツ科学等の普及のみでなく、トップアスリートとの交流会などを通して子どもたちの能力の発掘と競技力の育成に取り組みます。

## 市民・事業者等の役割

- それぞれの目的と目標に応じたスポーツ活動に取り組みましょう。
- 市や地域が開催するスポーツイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 毎日少しずつでも運動をしましょう。



プロジェクト K

## 6. 市民文化の創造

### 関連するSDGs



### 現状と課題

嘉飯地域で唯一の美術館であり、国内外の建築賞を受賞した織田廣喜美術館では、創作展示活動の場の提供・支援や芸術鑑賞の場として、快適かつ安心して活用することができるよう建物や設備の維持管理に努めるとともに、近隣の美術館との連携を図り、情報交換や連携事業を実施するなど、より質の高い運営に努め、織田廣喜をはじめ、市民が著名な作家や郷土ゆかりの作家の作品を鑑賞する場を提供しています。

また、本市では、市民の主体的な芸術・文化活動や既存の団体・サークルによる自主的な芸術・文化活動が活発に行われおり、引き続き市民が主体的に芸術・文化活動ができる場の充実を図る必要があります。

教育普及においては、子どもたちの感じる心と表現力を養うための鑑賞などの事業を学校等と連携して実施しているほか、子ども向けの美術館講座においては、美術館ボランティアの学習支援により、子どもたちが感じたこと、想像したことをそれぞれの方法で創造し、表現する力を養うなど、豊かな感性を育むことにつながっています。また、大人を対象とした講座では、専門家の指導による芸術体験を実施することにより、楽しみながら創作活動を行う生涯学習の機会を提供しています。

今後も多くの人々が集い、学び、憩いの場として活用することができる、身近な美術館として親しまれるよう管理・運営に努める必要があります。

また、美術館及び美術館事業については、リーフレットやホームページ等を活用した情報発信や、観光PR係と連携した観光資源としての周知・活用などを行っており、今後、こうした取組を拡大充実し継続していく必要があります。

文化財の保護・活用については、指定文化財の維持管理と埋蔵文化財の事前審査などにより、適正に文化財を保護するとともに、歴史講演会や企画展、沖出古墳の公開など文化財の活用に取り組めます。さらに、地域資料の活用を図るため、収蔵資料のデータベース化を行っており、今後も継続して取り組む必要があります。また、文化部署と観光部署が連携し、観光資源として文化財の周知、活用に取り組んでおり、今後も継続していく必要があります。

### 施策の方針

- 関係団体等と連携し、芸術・文化作品鑑賞等の機会のさらなる充実に取り組めます。
- 芸術・文化に親しめる学びの場の充実などにより、市民の主体的な芸術・文化活動を支援します。
- 市内に残る多様な文化財、地域資料を守り、活用することにより、郷土を誇りに思う人づくり、まちづくりに取り組めます。

## 成果指標

| 指標の名称       | 指標の説明                     | 基準値<br>R3 (2021) 年    | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|-------------|---------------------------|-----------------------|--------------------|
| 施設入館者数      | 織田廣喜美術館入館者数<br>(1年間の延べ人数) | 4,090 人               | 12,100 人           |
| 企画展入館者数     | 特別企画展入館者数<br>(1年間の延べ人数)   | 1,726 人               | 2,950 人            |
| 主催事業参加者数    | 主催講演会等の参加者数<br>(1年間の延べ人数) | 640.5 人<br>(R2,R3 平均) | 650 人              |
| 収蔵資料の台帳整備件数 | —                         | 238 件                 | 240 件              |

## 今後の取組

### (1) 美術に関する創造的活動の推進

郷土にゆかりのある織田廣喜をはじめとする作家の美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに、市民の美術に関する創造的な活動を促進し、ふるさとを誇りに思う人づくりに努めます。

文化協会等の関係団体と連携し、美術館での市民の主体的、自主的な活動を支援するとともに、学校等と連携して美術館での芸術鑑賞の支援や出前学習などを実施します。

美術館を訪れる人が、快適な環境で安心して創作展示や芸術鑑賞などの芸術・文化活動を行うとともに、憩いの場としても利用できるよう、施設等の維持管理、運営及び美術資料や収蔵作品等を適切に保存・活用します。

特別企画展や館蔵品展など優れた芸術作品を展示公開し、幅広く芸術鑑賞を行う機会を提供することにより、心を潤し、想像力豊かな感性を磨く機会を提供します。また、関係課等と連携し、観光資源としての周知・活用を推進します。

教育普及事業として、専門家の指導など様々な芸術体験を行うことのできる講座を実施することにより、創作活動の楽しさを実感できる機会を提供します。

美術館ボランティアの育成と連携を図り、円滑な美術館運営等につなげます。

### (2) 文化財の保護・継承・活用

文化財保護法等に基づき、市内に存在する多様な文化財や貴重な地域資料の保存・活用を図るための調査研究を推進します。

郷土への誇りや愛着を培うため、教育普及事業を継続するとともに、学校や生涯学習活動にも利用できる資料を作成し、市民の学びを支援します。また、文化部署が観光部署などと連携して、郷土の歴史や文化の情報発信と文化財の活用を推進します。

嘉麻市歴史民俗資料展示・保管施設では、効率的な運営と活用ができるよう施設の見直しを図るとともに、収蔵資料の整理とデータベース化に努めます。

## 市民・事業者等の役割

- 地域の歴史や文化を家庭や地域で語り継ぐとともに、地元の文化財を地域で守り伝えましょう。
- 地域の伝統行事や市主催のイベント、文化芸術活動などに参加しましょう。
- 地域の歴史や文化等、先人への理解を深め、SNS等も活用して情報発信に協力しましょう。

## 1. 計画的な土地利用

### 関連するSDGs



### 現状と課題

新庁舎の整備を契機として、市の中心拠点及び各地域の生活拠点の整備、拠点間を結ぶ骨格軸の形成等の計画的な土地利用を図るためには、都市計画区域、農業振興地域、森林・水資源保全地域等に係る土地利用指針等を踏まえ、住宅及び商業施設等の立地・集積を図る地域、営農環境の保全・整備を図る地域、森林環境の保全を図る地域など、土地利用の区分を明確に設定し、計画的な土地利用と田園や山並みに調和する景観形成を誘導していく必要があります。

### 施策の方針

- 総合的な土地利用の指針に基づき、計画的な秩序ある土地利用の誘導に取り組みます。
- 田園や山並みに調和する良好な景観形成の誘導に取り組みます。

### 成果指標

| 指標の名称                | 指標の説明   | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|----------------------|---|--------------------|--------------------|
| 計画的な土地利用の取組に対する市民満足度 | 市民満足度調査において、「計画的な土地利用に満足している、まあ満足している」と回答した人の割合 | 23.7%<br>(R1)      | 24.0%              |

## 今後の取組

### (1) 適正な土地利用の推進

市全体の均衡ある発展と秩序ある土地利用を誘導していくため、健全で調和のとれた適正な土地利用を推進します。

### (2) 都市計画の見直し

都市計画区域における宅地・耕作地・道路網・公園緑地の配置・建築制限等のあり方を見直すとともに、都市計画マスタープランの策定を検討します。

### (3) 秩序ある景観形成

福岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の整序を推進し、田園や山並み景観に調和する秩序ある景観形成の誘導に取り組みます。

## 市民・事業者等の役割

- 事業者は、開発事業を行うに当たっては、良好な環境の形成に努めましょう。

## 2. 暮らしや産業を支える道路網の整備

### 関連するSDGs



### 現状と課題

本市には、国道 211 号と国道 322 号の 2 本の国道が骨格を形成し、3 本の主要地方道が国道を補完しています。さらに、一般県道と市道が市内外の主要地域を結んでいます。

令和元（2019）年 11 月 16 日には国道 322 号八丁峠道路及び千手バイパスが開通し、広域的な交通アクセスの向上が図られました。

今後も、市内外の広域的な交通アクセスを向上させるとともに、均衡ある発展を目指した計画的な道路網の整備が必要であり、国道 211 号の改良、国道 322 号嘉麻バイパスの早期開通、県道の早期改良・整備が課題です。

本市が管理する道路や橋りょうは老朽化が進行しており、計画的に整備を進める必要があります。子どもや高齢者、障がいを持つ人などに配慮した、安全性や快適性を確保するための整備の促進が必要です。

### 施策の方針

- 地域間のアクセスの向上に向けた広域的な道路網の整備に取り組みます。
- 歩行者にやさしい生活道路網などの整備に取り組みます。

### 成果指標

| 指標の名称  | 指標の説明              | 基準値           | 目標値       |
|--------|--------------------|---------------|-----------|
|        |                    | R3（2021）年     | R8（2026）年 |
| 道路の舗装率 | 舗装道区間延長÷道路の総延長×100 | 90.9%<br>(R2) | 92.0%     |

## 今後の取組

### (1) 国道の早期整備・充実の促進

国道322号八丁峠道路及び千手バイパスが開通し、残る国道322号嘉麻バイパスの早期開通と、国道211号の早期改良及び骨格道路として災害に強い国道整備（防災対策の強化）を要望します。

### (2) 県道の計画的整備の促進

周辺市町や市内の各地域を結ぶ骨格道路として機能している県道については、県道千手馬見線の延伸等、計画的な改良・整備と、災害時・緊急時にも機能する道路として防災対策の強化を要望します。

### (3) 地区内幹線道路となる主要な市道の充実

各地域の地区内幹線道路となる主要な市道については、緊急時に対応するための拡幅・改良・整備に取り組みます。

### (4) 安全で快適な生活道路の整備

主要な市道及び各住宅地や集落内の生活幹線道路については、安全性・快適性・バリアフリー性等に配慮し、ガードレールやカーブミラーの設置のほか、定期的な点検や緊急的な維持補修等を行うとともに、施設長寿命化計画に基づき、長期的視点に立ち、計画的で効率的な維持管理を行います。

## 市民・事業者等の役割

- 通行の妨げになるような行為はしないなど、道路の適正利用に努めましょう。
- 道路の利便性向上のため、意見や要望を伝えましょう。
- 身近な生活道路や橋梁に破損や異常等があった場合は管理者に通報するなど、適切な維持管理に協力しましょう。



八丁峠トンネル付近

### 3. 公共交通の利便性の確保

#### 関連するSDGs



#### 現状と課題

市内の公共交通機関は、JRや民間路線バスをはじめ、タクシー、市バスが運行しています。福岡や北九州都市圏へ通勤・通学に関しては、多くの市民が桂川駅や新飯塚駅などを利用しています。

市バスにおいては、公共交通の抜本的な見直しを実施し、福祉バスの市バス統合をはじめ、デマンド運行型バス（予約制乗合バス）の導入など、民間の公共交通機関の補完を前提としながら、通勤・通学、買物・通院等の利便性向上を図っています。

また、民間の公共交通機関を含めた効率的な公共交通体系の構築と公共交通の乗継拠点となる総合バスステーションの整備を行いました。

今後は、現状の公共交通体系を基本に利用者ニーズに応じた改善を進めるとともに、公共交通の持続的運行のための財源確保も課題となっています。

#### 施策の方針

- 利用しやすく安全性の高い交通体系の整備に取り組みます。
- 市の一体的なまちづくりの推進の観点で、質の高い輸送サービスが提供できる地域公共交通の整備に取り組みます。

#### 成果指標

| 指標の名称                | 指標の説明  | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|----------------------|--|--------------------|--------------------|
| 公共交通網整備の取組に対する市民の満足度 | 市民満足度調査において、「嘉麻市の公共交通網整備に満足している、まあ満足している」と回答した人の割合 | 27.6%<br>(R1)      | 50%                |
| 市バスの利用者数             | 市バスの年間利用者数（年間延べ人数）                                 | 109,031 人          | 120,000 人          |

## 今後の取組

### (1) 活性化政策を推進する安全・安心な公共交通の構築

定住化の促進に資する通学・通勤等への負担軽減や広域的な視点による観光資源の活用、各地域の活性化と一体感の醸成を図るなど、多くの利用者を安全・安心に輸送できる公共交通体系の整備に取り組みます。

### (2) 分かりやすく利用しやすい公共交通の実現

現状の運行形態を基本として、利用者ニーズに応じた改善を図るとともに、各運行形態の運行状況や乗り継ぎに関する路線図・時刻表などの情報の提供やデマンド運行型バスの利用方法などの周知を強化し、また、車両更新時には、乗降時に支障がなく利用しやすい車両の導入に取り組みます。

### (3) 利便性の高い交通環境の構築

広域移動に伴う各種交通機関の維持確保を図るとともに、市バスの各種交通機関への乗継利便性の向上や主要な病院や商業施設等への車両の乗り入れなど、より利便性の高まる運行のあり方について検討します。

### (4) 持続性のある交通体系への転換

効率的な運行を実施するため、利用状況に応じた運行計画の見直しを行うとともに、デマンド運行型バスのより有効な活用方法についても検討を進めます。また、市バス利用等の増進を図るため、利用者のニーズ把握を積極的に行うとともに、運行収入だけでなく、企業広告等の掲載などによる収入確保など、将来にわたり公共交通の持続的な運行が継続できるような効果的な対応を検討します。

## 市民・事業者等の役割

- 運行状況等に関する情報収集を行い、公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- バスの待合環境の美化は、地域で維持し、標識の破損や異常などを発見した際には、管理者に通報しましょう。
- 商業施設・医療機関等のバス利用が見込まれる施設においては、敷地内での停留所設置や時刻表、利用促進のチラシなどの配布に協力しましょう。



市バス

## 4. 特色ある公園・緑地の整備と適切な維持管理

### 関連するSDGs



### 現状と課題

市内には、7 箇所の都市公園、37 箇所の市公園、63 箇所の児童遊園があり、市民の憩いの場・癒しの場・交流の場として利用されています。

しかし、身近な公園や緑地に対する市民ニーズの多様化に伴い、利用者が減少した公園や劣化が進行している公園も見られるため、利用状況を的確に把握した上で、再整備や維持管理のあり方などを検討する必要があります。

また、公園内での事故や犯罪を防ぐため、施設の安全性、可視化に配慮した改善を行う必要があります。

### 施策の方針

- 公園の歴史性や立地条件等を踏まえ、公園施設の再生・充実に取り組みます。
- 嘉麻市公園施設整備計画に基づき、安全性・快適性・防犯性等に配慮した再整備等に取り組みます。
- 地域住民の理解と協力を得ながら、市民との協働による適切な維持管理に取り組みます。

### 成果指標

| 指標の名称               | 指標の説明   | 基準値           | 目標値         |
|---------------------|---|---------------|-------------|
|                     |   | R3 (2021) 年   | R8 (2026) 年 |
| 公園や緑地整備の取組に対する市民満足度 | 市民満足度調査において、「公園や緑地の整備に満足している、まあ満足している」と回答した人の割合 | 34.0%<br>(R1) | 50%         |

## 今後の取組

### (1) 歴史・文化を象徴する公園・緑地の整備

本市の歴史や文化とのゆかりを持つ公園・緑地については、観光・交流資源としての活用も視野に入れ、市の歴史・文化を象徴する公園としての再生・充実に取り組みます。

### (2) 公園施設の計画的な改修と維持管理

嘉麻市公園施設整備計画に基づき、公園の魅力度向上のため、遊具等の整備を行うとともに、安全性・快適性・防犯性等に配慮した公園施設の改修・再整備を計画的に推進します。

### (3) 身近な公園の適切な管理

身近な公園・緑地の維持管理に当たっては、市民ボランティアによる清掃活動等の積極的な参加を促進し、行政主導から市民活動型への取組を推進します。

## 市民・事業者等の役割

- 誰もがいつでも気持ちよく利用できるようなルールやマナーを守りましょう。
- 公園施設に破損や異常があった場合は管理者に通報するなど、適切な維持管理に協力しましょう。
- 身近な公園の日常的な草刈り、清掃等に協力しましょう。



稲築公園

## 5. 快適な住環境の形成

### 関連する SDGs



### 現状と課題

本市では、定住促進に向けた宅地の供給を直轄事業として実施しているほか、子育て世代の転入と市への定住促進を図る支援を行っています。

しかし、依然として人口の流出が続いているため、さらなる定住化の促進に向けて、民間活力の導入を含め、その受け皿となる良好な宅地の供給を図るほか、市内に存在する利用可能な空き家を資源として考え、その利活用を図るなど、移住や定住に関する支援策を講じる必要があります。

また、人口規模に対して過剰であった市営住宅については、嘉麻市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に用途廃止や住戸改善を進めており、今後もこれを推進していく必要があります。

上水道については、経営戦略を策定するとともに、老朽施設・老朽管の更新計画を策定しています。これらに基づき、安全な水の安定供給に向け、今後も老朽化した施設等の整備・改修を計画的に実施していく必要があります。また、生活用水確保対策として、給水区域外であっても既存井戸の枯渇等により改修などが必要な世帯については費用の一部を支援する必要があります。

### 施策の方針

- 市への移住・定住を支援します。
- 市営住宅について、嘉麻市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な用途廃止及び適切な改善、維持管理に取り組みます。
- 利用可能な空き家について、「空き家バンク制度」への登録を呼びかけ、移住・定住促進に積極的に活用します。
- 安全な水の安定供給に取り組むとともに、給水区域外の市民の生活用水確保対策を支援します。

### 成果指標

| 指標の名称                     | 指標の説明                                       | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|---------------------------|---|--------------------|--------------------|
| 空き家バンク登録件数                | 「空き家バンク制度」に登録された空き家の累計戸数                    | 13 件               | 100 件              |
| 空き家バンク登録物件の成約件数           | 「空き家バンク制度」に登録された空き家のうち、販売又は賃貸契約が成立した物件の累計戸数 | 7 件                | 50 件<br>(賃貸契約含む)   |
| 市営住宅用途廃止戸数                | 平成 18 年度から令和 8 年度までに用途廃止した市営住宅の延べ数          | 308 戸              | 829 戸              |
| 市営住宅管理戸数                  | 嘉麻市が管理する市営住宅の総戸数                            | 3,329 戸            | 2,808 戸            |
| 老朽管更新延長                   | 1 年間で更新した老朽管延長                              | 1540m              | 3000m              |
| 転入者等住まい応援交付金による定住世帯及び定住者数 | 平成 27 年度事業開始からの交付金対象世帯及び人員の延べ数              | 268 世帯<br>929 人    | 368 世帯<br>1,279 人  |

## 今後の取組

### (1) 良好な宅地の供給

定住化の促進に向けた宅地の供給については、民間及び市の直轄事業による新しい宅地の供給のほか、市と民間による共同分譲など、多様なニーズに配慮した宅地の供給を検討します。

### (2) 空き家の利活用

利用可能な空き家については、広報活動により空き家所有者へ「空き家バンク制度」登録の呼びかけを行います。また、移住希望者のニーズに合った住居の情報を提供し、また連携協定を締結した全国古民家再生協会福岡県連合会と協働することで、空き家の利活用と定住促進に取り組みます。

### (3) 移住・定住の支援

居住のセーフティネットとしての公営住宅に関する情報や住宅改善資金の助成制度など、市内での継続居住を可能にする情報提供を充実します。

また、市への移住希望者に対しては、就業・就学・子育て支援・居住等に関する相談や情報提供などの支援を行うほか、移住者等への転入者等住まい応援交付金等の優遇制度や、Uターンして親との同居を希望する人への助成など、定住促進に向けた支援策を充実します。

### (4) 市営住宅長寿命化計画の推進

市営住宅の適切な維持管理に向けて、嘉麻市営住宅長寿命化計画に基づいた計画的な用途廃止、住戸改善及び維持管理を推進します。

### (5) 水の安定供給

市の水資源は、遠賀川水系河川と地下水に依存しており、現在は安定した供給が図られています。今後とも安全な水を安定供給するため、経営戦略、老朽施設・老朽管の更新計画に基づき、老朽化した施設や水道管等の整備・改修を推進し、水道事業を健全に運営します。

また、給水区域外にお住まいの市民の方の生活用水確保対策を支援します。

## 市民・事業者等の役割

- 市民は、空き家を適切に管理するとともに、利活用可能な空き家を嘉麻市空き家バンクに登録し、移住や活用を希望する人に情報提供しましょう。
- 企業等は、移住に向けた環境整備や空き家の利活用に協力しましょう。
- 建築物に係る法令を守り、良好な住環境の形成に努めましょう。

## 6. 安心して暮らせるまちづくり

### 関連するSDGs



### 現状と課題

地域ぐるみで防災意識の高揚や体制づくりに努め、大規模災害時における対応力を強化することが必要です。また、大規模災害等が発生した場合には、避難生活の長期化などが見込まれるため、指定避難所等における良好な生活環境を確保するための物資の備蓄が必要です。

市内の建築物の耐震化率は75.9%にとどまり、県の89.6%を下回っており、大きな地震の発生による甚大な被害が予想されるため、既存建築物の耐震化をさらに進める必要があります。

人口減少、特に若年層の減少に伴う消防団員の減少により、消防力の低下が深刻化しており、あらゆる災害に対応できる組織体制の維持に向けた計画的な対応が必要です。

交通事故の状況については、市内の交通事故発生件数は減少傾向にあるものの飲酒運転による事故が後を絶たず、高齢化の進行により、高齢者が関係する事故が増加し、社会問題になっています。また、犯罪の発生状況については、地域防犯活動や警察の取り締まりなどにより、犯罪発生件数は減少しているものの、高齢者が被害となる二重電話詐欺が後を絶たない状況です。

よって、犯罪や交通事故、特殊詐欺などを未然に防止するため、警察、交通安全協会、防犯協会などの協力のもと、交通安全・防犯教育などの啓発活動をさらに強化・継続することが必要です。

人口減少により、空き家や管理不全による建築物が増加しており、住環境への悪影響が発生していますが、所有者等が適切な対応を行わないケースが増加しています。所有者等が解体等の対応を行うよう、助言及び指導に加え、必要に応じて勧告等の強い対応が必要です。

近年の豪雨災害等の状況を鑑み、国では河川管理者主体の治水対策から氾濫域も含めた河川流域全体で水害を軽減させる流域治水対策への転換が進められており、市においても遠賀川流域団体として関係機関と連携した流域治水対策を進める必要があります。

### 施策の方針

- 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方により、効果的な災害対策に取り組みます。
- 「自助」「共助」「公助」の役割分担による防災協働社会の実現に取り組みます。
- 地域との協働により、交通安全及び防犯対策に取り組みます。
- 空き家（老朽危険家屋）問題について、所有者等の適切な対応を基本とした対策に取り組みます。

### 成果指標

| 指標の名称      | 指標の説明                        | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|------------|------------------------------|--------------------|--------------------|
| 自主防災組織の組織率 | 自主防災組織が設置された行政区の世帯数÷全世帯数×100 | 16.9%              | 100%               |
| 消防水利充足率    | 防火水槽及び消火栓設置数÷基準数(695)×100    | 71.4%              | 74.0%              |
| 消防団員の確保率   | 消防団員数÷条例定数(790人)×100         | 84.4%              | 84.9%              |
| 犯罪発生件数     | 市内における刑法犯認知件数                | 136件               | 220件               |
| 交通事故発生件数   | 市内における交通事故発生件数               | 88件                | 107件               |

## 今後の取組

### (1) 市民・地域の防災減災体制の普及・強化

市民の防災意識の向上を図りながら、共助の核となる自主防災組織の設立、活動を支援するとともに、消防団員の確保に向けた処遇改善を図るなど、自主的な防災・減災活動を支援します。

### (2) 行政の防災減災体制の充実・強化

嘉麻市国土強靱化地域計画及び嘉麻市地域防災計画に基づき、各種災害の未然防止及び発生時における被害の軽減に取り組みます。

また、市民への防災情報伝達の格差解消に努め、消防水利の充足率の低い地域へは、消火栓や耐震性貯水槽を設置するなど、消防防災施設等の整備に取り組みます。

### (3) 交通安全の推進

市民の交通安全に対する意識の高揚を図るため、警察や交通安全協会、学校、その他交通安全運動団体等と連携し、四季の交通安全運動の実施、日々の通学時の街頭指導の実施、飲酒運転の撲滅などの取組を推進します。

また、近年増加している高齢者が関係する交通事故の防止に向け、関係機関や関係団体、市内の各地域と連携した取組を推進します。

### (4) 地域ぐるみの防犯の推進

地域ぐるみの防犯・安全意識の高揚を図るため、警察や関係団体による嘉麻市生活安全推進協議会を設置し、青色防犯パトロール活動、登下校時の児童見守り活動、暴力団等追放運動など防犯暴迫のための地域防犯活動を実施しています。

また、警察や関係団体等との連携を強化し、声掛け事案や性犯罪被害、二セ電話詐欺等被害の防止など、犯罪の発生を未然に防ぎ、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### (5) 空き家（老朽危険家屋）対策

市内にある空き家の所有者等が問題認識を持ち、適正な管理が行われるよう意識の醸成を図ります。

また、空き家のうち周辺住民等から倒壊や火災の危険性等の問題が指摘された空き家（老朽危険家屋）については、所有者等に対して法令に基づく指導等の措置を行うほか、解体補助制度等により、所有者等による除去を促していきます。

### (6) 災害に強いまちづくりの推進

河川の氾濫防止や護岸の復旧及び浚渫により市民の安全な環境を守り、自然豊かな河川の形成を図るとともに、遠賀川流域団体として関係機関と連携した流域治水対策を進めます。

また、河川氾濫の未然防止と災害発生時の被害の軽減に向けた水閘門等の操作を円滑に行うための講習会を実施し、操作人の意識向上に努め、災害発生の防止に取り組みます。

流域内の安全性を確保する事業については、山地災害危険地区等の災害箇所や災害危険箇所を調査・把握するとともに、地元行政区からの治山施設設置要望をとりまとめ、県事業を活用して治山施設の設置を行い、土砂流出などの山地災害防止や下流域の住宅及び公共施設等の安全確保に取り組みます。

## 市民・事業者等の役割

- 避難訓練や消火訓練に積極的に参加するとともに、消防団活動に参加・協力しましょう。
- ハザードマップの確認、防災研修等への参加を行うなど、災害への備えに努めましょう。
- 自主防災組織の設立に努め、地域で共に助け合う、自主的な災害対応力を高めましょう。

## 7. 環境にやさしいまちづくり

### 関連する SDG s



### 現状と課題

本市は遠賀川の源流に位置し、森林の一部は県立自然公園に指定されており、森や水に代表される自然環境は大きな財産の一つに位置づけられます。

嘉麻市環境基本計画に基づいて、環境の保全や活用に関する諸施策に取り組んできた結果、市民の環境意識も高まってきており、今後は、市民一人ひとりが具体的にどう行動したらよいか、適切な情報を発信していくことが重要になっています。

加えて、ボランティア団体の支援や市民との橋渡しといった支援組織体制を強化するとともに、学校との連携により、小中学生の自然体験学習を実施するなど、次世代を担う子どもたちの自然環境を保全することへの関心を高める必要があります。

また、国が 2050 年脱炭素社会<sup>※24</sup>を目指すことを宣言したことから、今後、国と地方の協働・共創による地域における 2050 年脱炭素社会の実現に向けて、市民・事業者・行政が一丸となって効果的に施策を進める必要があります。

廃棄物処理については、嘉麻市一般廃棄物処理計画に基づいて適正な処理を行っていますが、今後は循環型社会の形成に向けて、ごみの排出抑制やリサイクルに取り組むことが必要です。

### 施策の方針

- 森林の保全や水質浄化等による自然環境の保全と生態系の保護などに取り組めます。
- 環境教育や啓発等により、循環型の脱炭素社会の実現を目指します。
- リサイクル意識やごみの分別意識の向上、不法投棄の防止などの啓発に取り組めます。

### 成果指標

| 指標の名称                            | 指標の説明                                    | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|----------------------------------|--|--------------------|--------------------|
| 環境イベント参加者数                       | 市が主催するエコ教室、環境啓発イベントの参加者数                 | 400 人<br>(R1)      | 800 人              |
| 嘉麻市関連施設における温室効果ガス削減率             | 令和 8 年度における令和 3 年度比の削減率                  | —                  | マイナス 7.0%          |
| 遠賀川における B O D <sup>※25</sup> 測定値 | 水中の有機物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量（河川の汚染指標の一つ） | 2.1 mg/L           | 2.0 mg/L<br>以下     |
| 汚水処理人口普及率                        | 汚水処理施設による処理人口÷人口×100                     | 48%                | 64%                |
| 1 人 1 日当たりのごみ総排出量                | 総ごみ処理量÷人口÷365 日                          | 890 g/日            | 854 g/日            |

※24 脱炭素社会:地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

※25 BOD: Biochemical・Oxygen・Demand の略称。水の汚染を表す指標のひとつ。

## 今後の取組

### (1) 自然環境の保全及び取組の推進

自然環境の保全に向け、嘉麻市環境基本計画に定めた施策を推進します。また、市民一人ひとりが具体的にどう行動すべきかについての適切な情報発信を行うとともに、環境保全ボランティア団体の支援組織体制の強化に取り組みます。さらに、学校等との連携により、小中学生に対し環境学習を実施し、自然環境の保全に関する関心を高めます。

また、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の未然防止のため、嘉麻市自然環境保全条例に基づき、監視員による定期的な巡回を行います。

### (2) 脱炭素社会の実現

2050年脱炭素社会の実現に向け、嘉麻市地球温暖化対策実行計画に定めた地球環境の保全及び循環型社会の形成に資する施策を推進します。

また、新エネルギー導入の啓発や導入の可能性について検討するとともに、再生可能なバイオマス資源の有効活用など再生可能エネルギーの普及や、省エネルギー対策の推進に取り組みます。

### (3) 生活環境の保全

河川の水質悪化の一番の原因となる生活雑排水について、市には公共下水道が整備されておらず、汚水処理人口普及率は県平均を下回っているため、河川の水質保全に向け、合併処理浄化槽の計画的な普及推進や維持管理の啓発に取り組みます。特に、単独処理浄化槽からの転換について生活排水対策上の重点課題と捉え、積極的に推進します。

ごみの不法投棄の防止については、看板の設置や監視カメラ設置による不法投棄の防止等を推進します。

飼い主がいない猫等への身勝手な餌やりによる周辺的生活環境の悪化や、少子高齢者社会を背景にペット飼養困難者が増加していることから、動物の適正な飼養管理についての指導及び啓発に取り組みます。また、狂犬病予防注射の摂取率は県平均を上回っているものの、今後、一層の広報活動に努め、動物由来の感染症の防止対策を推進します。

### (4) 霊園の運営管理

霊園については永続的な管理が必要なため、適正な運営管理を実施します。

### (5) ごみ・し尿の適正処理の推進及び斎場の運営管理

ごみ、し尿処理施設及び斎場の管理と運営を一部事務組合に移管して、効率的な維持管理と適正処理を行っています。今後は、環境施設等の広域化、集約化等の施設再編整備の検討を関係団体間で協議します。

地域汚水処理施設は設備改修を実施しましたが、引き続き安定的な処理を継続するための整備計画を策定します。

### (6) ごみの排出抑制・リサイクルの推進

食品ロスの削減、リサイクル可能な資源の回収を推進し、ごみの排出抑制とリサイクルに努めるとともに、子ども会や行政区等が行う資源回収活動への支援を推進します。

## 市民・事業者等の役割

- ごみの減量化に努めるとともに、ごみはルールを守って出しましょう。
- ペットの飼い主は、飼育マナーを守り、責任をもって飼いましょう。
- 市や民間団体などが開催する環境活動に積極的に参加しましょう。

## 1. 人権教育・啓発の推進

### 関連するSDGs



### 現状と課題

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、国際人権規約における人権諸条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めています。

本市においても、差別のない人権が尊重されるまちづくりを実現するため、施策の推進に関して基本となる事項を定めた、嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例を定めるとともに、それに伴い人権教育・啓発基本方針を改定しました。

これらの人権擁護に関する法令及び人権教育・啓発に関する計画等に基づき、様々な人権施策に取り組んでいます。お互いの人権を認め合う社会をつくるためには、市民一人ひとりが人権問題への理解を深め、人権意識のかん養を図ることが求められます。そのため、部落問題をはじめとする様々な人権問題について、子どもから大人まで継続して学ぶための機会の充実を図り、人権教育・啓発に関する様々な施策を実施してきました。しかしながら、市内において、未だに差別事象が発生するなど、誤った先入観や固定観念に起因する偏見や差別が払拭されたとはいえないのが現状です。

人権教育・啓発については、行政が取り組む人権施策の普及はもとより、市民の理解と協力を得ることが重要です。そのため、市民一人ひとりが様々な人権問題について、正しい認識と理解を深め、自らの問題として捉える視点を持ち、差別をしない・許さない社会、人権が尊重される社会の実現に向け、関係団体等と連携を図りながら、継続して人権教育、人権啓発を推進していく必要があります。

人権相談事業については、人権相談窓口に生活相談員を配置し、資質の向上に努め適切に対応できるよう取り組んでいます。

また、市職員については、部落問題をはじめとする様々な人権問題についての研修会を開催するほか、新規採用職員を対象にした庁内研修のプログラムに人権研修を設けるなど、継続して職員の人権研修の充実を図る必要があります。

### 施策の方針

- 県・市の人権教育・啓発指針等に基づいて、関係機関などと連携、継続して教育・啓発活動を充実し、差別のない人権が尊重されるまちづくりに取り組みます。
- 市職員への人権研修の充実を図り、部落問題をはじめとする様々な人権問題に対処できる力量を養い、人権感覚が備わる職員の育成に取り組めます。

## 成果指標

| 指標の名称            | 指標の説明                         | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|------------------|-------------------------------|--------------------|--------------------|
| 人権・部落問題研修会開催数    | 地域等での人権・部落問題研修会開催数            | 21回                | 37回                |
| 職員の人権・部落問題研修会参加率 | 市職員対象の人権・部落問題研修会に参加した職員数÷市職員数 | 72.3%              | 100%               |

## 今後の取組

### (1) 市民への人権啓発の推進

「人権のつどい」講演会の開催、各種研修会や学習会等の機会を積極的に活用するとともに、啓発冊子を各戸へ配布するなど様々な手法により人権啓発に取り組みます。

### (2) 社会教育における人権・同和教育の推進

地域や職場等においては、偏見や差別のない、人権が尊重される心豊かなまちづくりの実現に取り組みます。

### (3) 学校教育における人権・同和教育の推進

学校教育活動全体を通して、児童生徒の人権に関する知的理解と人権感覚のかん養を基盤に共生の心を身につけるとともに、自分らしさや能力を十分に発揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身につけることができるよう、人権教育の推進に取り組みます。

### (4) 相談対応の充実

庁内各部署の窓口における相談業務、各隣保館で行う事業及び窓口での対応を通じて、様々な生活上の問題や人権課題解決のための各種相談や支援を積極的に取り組むとともに、関係団体や機関と連携し、福祉の向上や人権啓発の推進に取り組みます。

### (5) 関係団体との連携

人権教育・啓発の推進は、市政の重要課題であり、問題解決に当たっては、各関係団体との連携が不可欠であるため、今後とも連携を密にして人権教育・啓発の推進に取り組みます。

### (6) 職員の人権研修の充実

部落問題をはじめとする様々な人権問題に対応できる職員の育成及び資質向上を図るため、研修会の内容や実施方法を充実します。また、外部研修に積極的に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

## 市民・事業者等の役割

- インターネットやSNS上での不確かな情報に迷わされず、ルールやモラルを意識した正しい利用を心がけましょう。
- 人権・部落問題や多様性を認め合う社会について主体的に学び、理解を深めましょう。
- 企業内での人権啓発活動を積極的に展開しましょう。

## 2. 男女共同参画の推進

### 関連する SDG s



### 現状と課題

本市では、嘉麻市男女共同参画推進条例に基づき、嘉麻市男女共同参画社会基本計画を策定しています。この計画により、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に展開し、様々な課題を解決することで、市における男女共同参画社会の早期実現を目指すこととしています。

このため、庁内に男女共同参画推進本部を設置し、全庁的に男女共同参画に関する課題に取り組むとともに、各課に配置された男女共同参画庁内推進員により、各所管課の計画実施についての進捗管理等を行っています。

男女共同参画社会に向けての市民意識調査では、依然として、性別による固定的な役割分担意識が、職場・家庭・地域において根強く残っていることが伺われたことから、その払拭のため、今後も、あらゆる機会をとらえて男女共同参画の啓発を行っていく必要があります。

また、女性の活躍推進に関しては、女性が政策決定の場に参画できるよう、市の審議会等委員への女性の登用を積極的に推し進めてきました。

その具体的方策のひとつとして、市の審議会等の委員に女性を紹介するための名簿登録制度である「女性人材バンク」を設置し、これまで、各審議会等委員に対して登録者の紹介を行ってきました。

平成 24（2012）年度における審議会等の女性委員の登用率が 26.4%であったところ、令和 3（2021）年度においては 39.4%までに上昇し、少しずつ成果も上がっているところですが、目標 50%達成のために、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

また、女性からの幅広い相談に応じるため、専門の女性相談員を配置した「女性相談窓口」や電話相談による「かま女性ホットライン」を設置し、女性が抱える様々な問題に応じているところですが、とりわけDV問題については、近年、大きな社会問題になっています。緊急性の高い事案発生もありうることから、早急に対応することが必要であり、市における配偶者等からの暴力防止及び被害者支援のための総合的な対策について、市と配偶者暴力相談支援センターや嘉麻警察署等の関係機関が連携し協議を行う「嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会」を設置し、DV被害者支援のための対策について協議を行っています。

### 施策の方針

- 嘉麻市男女共同参画社会基本計画や、国・県の各施策などに基づき、計画的かつ総合的な啓発、支援、相談等の各事業に取り組みます。
- DV問題への対応について、庁内及び関係機関との連携体制の強化に取り組みます。

### 成果指標

| 指標の名称          | 指標の説明                             | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|----------------|-----------------------------------|--------------------|--------------------|
| 審議会等における女性の登用率 | 地方自治法第 202 条の 3 に基づく附属機関の女性委員の登用率 | 39.4%              | 50%                |
| 女性人材バンク登録者数    | 審議会等委員に女性を紹介するための名簿登録者制度の登録者数     | 16 人               | 30 人超              |

## 今後の取組

### (1)

#### 男女共同参画社会基本計画及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の推進

第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画及び第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画を策定し、これら基本計画に基づいて、市における男女共同参画社会の構築と配偶者暴力等の防止に取り組みます。

### (2)

#### 男女共同参画意識の啓発

啓発の方策に関して、より効果的な啓発のあり方を検討するとともに、地域の各団体に対する出前講座や案内活動のほか、教育現場やその他の職域に対しても、積極的に啓発活動の協力を求めます。

また、高齢者、障がいのある人、外国人、被差別部落女性、性的少数者等が安心して暮らせる環境の整備が図れるよう、それぞれが抱える課題についての理解の促進を図り、権利擁護と人権侵害の防止に取り組みます。

### (3)

#### 女性活躍の推進

女性活躍の推進を図るため、女性が市の政策決定の場に参画できるよう、今後も、市の審議会等委員への女性の登用を積極的に推し進めます。

また、地域活動・社会活動においても、女性がこれらの活動の決定の場に参画することの意義を伝えるとともに、これらの活動の場での女性登用の重要性についての啓発に取り組みます。

女性活躍推進法が施行されたことに伴い、市が策定する「女性の職業生活における活躍についての推進に関する施策についての計画」に基づき、市内の事業者が、女性が働きやすい職場環境づくりに取り組むことができるよう、計画的な働きかけを行います。

### (4)

#### 相談窓口・相談体制の充実

女性相談窓口における実際の相談現場においては、DV相談など緊急を要する事案もあり、早急な対応が必要であることから、庁内における関係部署との連携体制や警察や県の女性相談所など関係機関との緊密な連携を強化します。

### (5)

#### 推進体制の充実

男女共同参画推進本部において、今後も積極的に、男女共同参画に関する問題を全庁的に取り組んでいくとともに、男女共同参画庁内推進員により、各所管課における計画実施について進捗管理を行います。

男女共同参画の拠点施設では、嘉麻市男女共同参画社会基本計画を積極的に推進するため、男女共同参画に関する各種事業のさらなる充実を図るとともに、市民団体による男女共同参画に関する活動の支援を行い、市民団体との連携が一層図れるよう、これまで以上にその機能を強化します。

また、男女共同参画に関する市の施策について調査審議を行う嘉麻市男女共同参画審議会に市民からの公募委員の登用や、男女共同参画に関する市の施策に対する苦情処理を行う男女共同参画推進委員などの制度運用により、市民参画を図り、市民と行政による協働のまちづくりに取り組みます。

### (6)

#### 男女共同参画教育の推進

男女共同参画の意識づくりをする上で、家庭や学校・地域での教育が重要な役割を果たしているため、より多くの市民に男女共同参画の趣旨や必要性について広く周知し、教育を通して意識改革と啓発に取り組みます。

## 市民・事業者等の役割

- 講演会などに参加し、男女共同参画の意識や、ハラスメントへの関心と理解を深めましょう。
- 男女を問わず、市の政策や企業・団体などの方針の立案・決定の場へ参加できるようにしましょう。
- 家事・育児・介護など家庭生活の活動を家族みんなでお互いに協力しながら、仕事や地域などの家庭生活以外の活動と両立できるようにしていきましょう。

### 3. 市民参画の推進

#### 関連する SDG s



#### 現状と課題

地方分権の進展により地方自治体には自己決定、自己責任が問われている一方、ますます多様化している市民ニーズに的確に対応していくことが求められています。

そこで、政策の形成過程などへの市民参画の拡充を図るため、嘉麻市自治基本条例を定め、条例の目的である「市民が主体の自治の実現」に向けて、まちづくりを進めているところです。今後はより一層、わかりやすく条例の内容の周知を行い、市政への市民参画を推進していく必要があります。

条例の施行に伴い、パブリックコメントの実施や、市の審議会の会議録のホームページへの掲載を義務付けるなど、行政情報の公開・提供を積極的に行うことで、市民との情報共有を推進し、まちづくりへの関心を高め、市民参画を促進してきました。今後もより一層の情報共有を図るため、情報の鮮度を落とさず市民が望む情報を提供できる方策を検討し、実行する必要があります。

協働のまちづくりの推進については、まちづくりの担い手の中心となる行政区、ボランティア、NPO、各市民団体等で活動されている方々の高齢化等により、後継者が不足し、今後はまちづくり活動の縮小が懸念されるため、それらの活動に対する支援を強化する必要があります。

地域コミュニティ育成、活性化のため、人口減少、高齢化が進む市において、買い物、福祉、交通手段等のサービス等を受け続けられる環境を維持する「小さな拠点」づくりの事業に取り組んでいます。本事業では、地域住民が、市や事業者、各種団体と協力・役割分担しながら、各種生活支援機能を集約・確保するとともに、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組を実施するための支援を行っており、今後もこれらの取組を市内の各地域へ波及させていく必要があります。

市民にとって一番身近な自治組織である行政区は、これまでも防災・防犯や見守り、環境美化など様々な活動において、とても重要な役割を担ってきました。

昨今の行政区加入者数については、全国的な傾向として、減少傾向にあり、今後ますます多様化する地域課題への対応が求められています。市においても、これまで以上に地域のつながりを強化する必要があるため、今後は、嘉麻市行政区長連合会と連携し、その役割や重要性を市民に周知させ、地域活性化に向けた取組を強化する必要があります。

#### 施策の方針

- 市民の広報、情報発信などについて、様々な媒体を活用し充実します。
- 市民がまちづくりに参画できる機会を充実します。
- ボランティア団体などの活動を継続して支援します。
- 市内小学校区を単位として嘉麻市小さな拠点形成促進事業を推進します。
- 地域コミュニティの活性化に向けた取組を推進します。

## 成果指標

| 指標の名称                       | 指標の説明   | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|-----------------------------|---|--------------------|--------------------|
| 市民参画による協働のまちづくりの取組に対する市民満足度 | 市民満足度調査において、「市民参画による協働のまちづくりの取組に満足している、まあ満足している」と回答した人の割合 | 39.3%<br>(R1)      | 50.0%              |

## 今後の取組

### (1) 市民への広報、情報発信の充実

幅広く市民の声を市政に反映し、市民と行政が協働してまちづくりを推進していくため、ポスティングによる全戸配布を実現した広報紙、テレビで見られるdボタン広報誌及び若者を中心に広く普及している各種SNSの活用拡大など、様々な媒体の特性を活かし、情報の鮮度を落とさず市民が望む情報の提供に取り組みます。

また、市議会情報の発信について、議会広報やホームページなどにおいて議会や各委員会の活動状況を公開し、市民への理解を高めるとともに、公正で開かれた市政の実現のため、情報提供施策を充実します。

### (2) 市民参画の機会の拡大

市が実施する事業や計画に関して、市民からの意見を収集するパブリックコメント、まちづくりに関する市民参加型のシンポジウム等を実施するほか、目的に応じて住民意見交換会やワークショップを開催するなど、市民がまちづくりに参画する機会の拡大に取り組みます。

### (3) 市民との協働の推進

市民との協働の推進に向け、ボランティア活動の輪をさらに広げていくため、今後も、市民が提案した公益性の高い事業に補助金を交付する市民提案型事業補助金事業を推進するとともに、ボランティア団体の金銭的自立に向けた相談及び支援を行います。

また、協働のまちづくりの推進については、まちづくりの担い手の中心となる行政区、ボランティア、NPO、各市民団体等で活動されている方々の高齢化等に対応するため、ボランティアやNPOなどを育成し、活力ある地域づくりを推進します。

### (4) 小さな拠点形成促進事業の推進

小さな拠点形成促進事業により、市内の各地域で、地域の再生に向けた取組を促進します。

### (5) 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活性化に向け、市民の郷土愛を育む環境をつくるとともに、地域コミュニティの意義や自治意識の醸成に取り組みます。

具体的な取組としては、地域活動の担い手（後継者）育成支援・NPOや事業所など多様な組織・団体などとの連携・協働を図るとともに地域の実情に応じた単位（行政区、小・中学校区など）での組織の形成に取り組みます。

また、行政区加入促進の施策として、広報紙等への活動紹介や加入促進などの掲載、行政区長連合会との連携による加入啓発リーフレット等の作成などにより、行政区の存在意義や活動内容への理解の促進や転入者等への加入促進に取り組みます。

## 市民・事業者等の役割

- 補助金等も活用しながら、ボランティア活動に取り組みましょう。
- 市の審議会の傍聴やパブリックコメントの提出等により、市政に参画しましょう。
- 地域の課題解決のため、小さな拠点づくりに取り組みましょう。

## 4. 公共施設の適切な維持管理

### 関連する SDG s



### 現状と課題

本市は合併により、旧市町の公共施設を受け継いで活用していますが、市営住宅、学校、社会教育施設、公園、道路、橋りょう、上水道施設など、半数を超える施設が昭和 40～50 年代に建設されているため、施設の老朽化が懸念されるとともに、人口減少も進んでいることから、施設の配置などについて見直しが必要です。

このため、多くの公共施設について、今後の人口動向や財政状況を考慮した施設の適正配置と計画的な維持管理が求められています。

### 施策の方針

- 嘉麻市公共施設等適正化基本方針に基づき、公共施設の適正配置に取り組みます。
- 維持すべき公共施設については、長寿命化や計画的な補修により、維持管理費用を平準化します。
- 用途廃止となった公共施設の利活用を図ります。
- 公共施設の設置や管理運営については、民間活力を活用した効率的・効果的な取組を推進します。

## 今後の取組

### (1) 公共施設の適正配置

嘉麻市公共施設等適正化基本方針に基づき、廃止、複合化、集約化、用途変更などを実施し、幅広い視点から市民ニーズに対応した施設の適正配置に取り組みます。

### (2) 公共施設の長寿命化と適切な維持管理

老朽化等による事故を未然に防ぎ、安全に使用できるよう、維持すべき公共施設については、定期的な点検や診断を実施し、計画的な維持修繕と長寿命化を推進することにより、長期にわたる安全なサービスを提供します。

また、すでに策定されている個別の長寿命化計画等を基本としながら、建物の耐用年数を可能な限り延長することにより、維持補修費用を平準化します。

### (3) 用途廃止となった施設の利活用

用途廃止となった公共施設などは、市の産業振興や定住の促進、市民のコミュニティを育む施設等としての再利活用を市民とともに検討し、実現に向け取り組みます。

施設の機能及び劣化状況、利用状況などを踏まえ、今後利用する見込みがないものについては、原則として除却を行い、空いた土地は売却します。

### (4) 民間活力を活用した公共施設の維持管理

公共施設について、指定管理者制度を積極的に活用するとともに、今後の施設更新などに当たっては、PFI事業<sup>※26</sup>の導入を検討するなど、民間のノウハウを活用した効率的・効果的な取り組みを推進します。

## 市民・事業者等の役割

- 公共施設の適正なあり方について理解を深めましょう。



カホアルペ

※26 PFI事業：Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)事業。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。

## 5. 組織機構改革と人材育成

### 関連する SDG s



### 現状と課題

嘉麻市職員定員適正化計画を策定し、令和9（2027）年度当初において正規職員数（再任用職員除く）を350人体制とするため、年次的に職員数の削減を実施しています。

今後は、人口減少、本庁及び支所機能のあり方、職場環境や社会状況の変化などを見据えながら、職員数に応じた課や係の統合、業務の民間委託等を実施し、適正な定員管理に努める必要があります。

また、限られた職員数で効果的、効率的な行政サービスを行うため、嘉麻市職員人材育成基本方針に基づき、職員の人材育成を推進する必要があります。

今後の自治体の役割として、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術、データ及びAI等の活用により、住民の利便性を向上させるとともに業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められます。

### 施策の方針

- 人口減少、社会情勢及び職場環境の変化などに応じ、柔軟に組織機構改革を実施します。
- 嘉麻市職員人材育成基本方針に基づき、職員の人材育成を推進し、限られた職員数でも効果的、効率的な行政サービスを提供します。
- デジタル社会の到来に伴い、各種市民サービスのデジタル化に取り組みます。

### 成果指標

| 指標の名称   | 指標の説明                              | 基準値<br>R3（2021）年 | 目標値<br>R8（2026）年 |
|---------|------------------------------------|------------------|------------------|
| 職員数の適正化 | 第2次嘉麻市定員適正化計画に基づく、正規職員（再任用職員を除く）の数 | 385人<br>(R3.4.1) | 360人<br>(R8.4.1) |

## 今後の取組

### (1) 組織機構改革の推進

嘉麻市職員定員適正化計画に基づき、適切な組織機構改革及び職員配置を推進します。  
また、業務の民間委託等を実施しながら、簡素で効率的な組織を構築します。

### (2) 職員の人材育成

市職員の効果的、効率的な人材育成を推進するために、嘉麻市職員人材育成基本方針を策定し、人事考課制度や自己啓発・OJT（職場内教育）・OFF-JT（職場外教育）研修などにより、職員の人材育成に取り組んでいます。

今後も、これらの制度の適正な運用を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりと学習的な職場風土づくりの取組、ともに育つ（共育）ことができる職員の人材育成に取り組めます。

### (3) DX<sup>※27</sup>（デジタルトランスフォーメーション）の推進

現在、市の業務について、RPA<sup>※28</sup>やAI-OCR<sup>※29</sup>の活用を拡大し、業務効率の向上に取り組んでいます。

今後は、電子決裁や電子契約、マイナンバーによる電子申請などを通じたペーパーレス化、テレワークによる柔軟な働き方、ビジネスチャットツール<sup>※30</sup>を活用した縦割り解消・課を越えた横の連携によるプロジェクト作業など、各種ICT技術の導入と活用により業務の効率化に取り組めます。

## 市民・事業者等の役割

- 行政経営に関心を持ち、意見や要望を伝えましょう。



嘉麻市役所

(八代写真事務所/Yashiro Photo Office)

※27 DX: デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術によって、人々の生活をよりよいものに変革すること。

※28 RPA: Robotic Process Automation(ロボティックプロセスオートメーション)。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取り組み。

※29 AI-OCR: AI(人工知能)の技術を活用して、手書きや印刷された文字を読みとり、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術。

※30 ビジネスチャットツール: 主に業務連絡やビジネス上のコミュニケーションのための利用が想定されたチャット用のツールやサービスの通称。

## 6. 財政健全化の推進

### 関連する SDG s



### 現状と課題

合併当初は、財政再建団体への転落が心配されるなど、危機的な財政状況でしたが、合併後から引き続き行政改革に取り組み、そのような状況から脱することができました。

しかしながら、市税等の自主財源に乏しく、地方交付税などの動向に大きく左右される財政構造を改善するまでには至っておらず、今後も、人口減少の進行に伴う税収の減少などにより、財政構造の改善は一層困難となることを見込まれます。

そのため、嘉麻市行政改革大綱等に基づき、業務のアウトソーシングやデジタル化を進め、経常的な経費の削減を図るとともに、ふるさと納税や市有遊休地などの積極的な売却等により、自主財源の確保を図る必要があります。

また、今後は、合併特例事業債事業などに伴う公債費（借金の元利償還金）の増加が見込まれ、これまで以上に、計画的に財源の配分や基金（貯金）の活用等を行う必要があります。

このような財政運営を取り巻く変化に対応するため、財務書類の内容を十分に踏まえ、毎年財政計画を改定し、将来の財政運営の指針を示し、持続可能な行財政運営基盤を確立することが求められます。

### 施策の方針

- 嘉麻市行政改革大綱等に基づき、計画的かつ総合的な行政改革に取り組みます。
- 財政計画を改定し、将来的な財政運営の指針を示します。

### 成果指標

| 指標の名称        | 指標の説明 | 基準値<br>R3 (2021) 年 | 目標値<br>R8 (2026) 年 |
|--------------|-------|--------------------|--------------------|
| 第4次行政改革効果見込額 | —     | —                  | 580,662千円<br>(R7)  |
| 財政計画の策定状況    | —     | 更新改定済<br>(R2)      | 更新改定               |

## 今後の取組

### (1) 行財政改革の推進

第4次嘉麻市行政改革大綱では、人口規模に見合った効率的な行政運営を基本目標に掲げ、自立した自治体としての確固とした行財政基盤の構築を目指しています。

業務のアウトソーシングやデジタル化などにより、事務の簡素化と効率化を図り、国が提唱しているスマート自治体の実現に取り組みます。

また、新たな行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に応えていくため、積極的に民間活力を活用した公民連携による取組を推進します。

### (2) 財政計画の策定

市では、財政運営の指針として、財政計画を策定しています。

今後、財政運営を取り巻く変化による財源配分の考え方や、想定される公債費の増加への対応等について、毎年財政計画を定め、以後の財政運営の指針を示します。





資料編

資料編は平成29年3月策定の第2次嘉麻市総合計画基本構想（計画期間：10年間）の内容であり、年号や文言は、策定当時のものとなります。

## 1. 市の将来像

すべての市民が安心を感じ、いきいきと暮らせるまちづくりは、いつの時代においても、欠かすことができない基礎的自治体としての使命であり、今後もまちづくりの土台です。

一方、本格的な人口減少・少子高齢化時代へ突入する中、全国平均を上回るスピードで人口減少が進む本市が、持続可能なまちとして発展していくためには、将来にわたり臆することなく挑戦を続け、活力を生み出していくことが何よりも強く求められます。

「自治体消滅」という言葉すら聞こえる今日、地域の生き残りをかけた競争が始まっています。市民と行政がそれぞれの立場で役割を担い、責任を果たしながら、市民との協働によるまちづくりを実践していくことが、生き残るための最大の力であり、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、地域の主役（担い手）となり、それぞれが成果を分かち合えるような希望あるまちづくりを進めます。

本市には、古くから受け継がれてきた豊かな自然や、伝統、歴史、文化といった数多くの誇るべき資産が眠っています。その宝を今一度掘り起こし、さらに磨きをかけ、次の世代へ引き継ぐと同時に、その宝を活かしたまちづくりこそが地域の再興につながります。

こうしたまちづくりを通じて、県内外から「行きたい、住みたい」と思われ、市民が地域への誇りと愛着を持ち、「住み続けたい」と感じ、さらには、全国の人たちが嘉麻市と「つながりたい」という思いが広がるような嘉麻の実現を目指します。

### 将来像

いきたい 住みたい つながりたい 遠賀川源流のまち 嘉麻  
～ みんなで創る “誇れるふるさと” “未来のふるさと” ～

## 2. まちづくりの視点

将来像の実現のため、基本方針に基づく施策を実施するうえで、次の4つの視点を踏まえながら施策を推進します。

### (1) 将来を見据えた段階的なまちづくり

今後10年間で理想の都市像に一気に到達することは難しいため、10年後、20年後を見据えて、今出来ることから戦略的に取り組むことが大切です。したがって、時間がかかっても、将来に向けた地固め（基盤となる条件整備）を着実に進めていくようなまちづくりに取り組みます。

また、本市は福岡県の中央に位置しており、広域アクセスやJR駅へのアクセス向上を図ることにより、産業振興、定住・移住の促進、観光・交流の拡大など多様な分野での可能性が高まるような地理的なポテンシャルを有していますが、国・県道の整備や公共交通の利便性向上には時間がかかります。このため、長期的な視点で今後の施策の骨格的な組み立てを行ったうえで、段階をおって着実に実現化していくまちづくりに取り組みます。

### (2) 地域の資源を活かし、地域の魅力を高める

人口減少に歯止めをかけるには、生まれ育ったふるさとで住み続けられるような条件（生活を支える諸機能）や、一度ふるさとを巣立った人が再びふるさとに帰れるような条件を整えることも大切です。したがって、各地域の生活利便性を確保するとともに、各地域の文化や絆（コミュニティ）を大切にしまちづくりを推進し、各地域の魅力を高めるまちづくりに取り組みます。

### (3) 目的に応じた柔軟な連携によるまちづくり

各施策の効率性を高めるためには、他の自治体や団体等との連携・協力のもとに取り組むことが大切です。したがって、隣接する飯塚市、桂川町、朝倉市等との広域連携はもとより、目的に応じて、国内外の都市や研究機関、金融機関、民間企業等との連携を図りながら進めるまちづくりに取り組みます。

特に、広域アクセスの向上による広域行政間の連携を図ることにより、産業振興や観光・交流等の可能性を高めるまちづくりに取り組みます。

### (4) 健全な行財政運営

本市の厳しい財政基盤の中で各施策を推進していくためには、「行政を経営する」といった基本的な視点を持ち、限られた経営資源を最大限活用して、行政サービスを効果的かつ効率的に提供していく必要があります。したがって、各施策について効率的な取り組みを図るほか、関連する施策を連携しながら展開するなど、効果を高める取り組みを行います。

## 1. 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所における「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」によると、本市の人口は、平成 37（2025）年には約 34,000 人、平成 52（2040）年には約 26,000 人まで減少すると予測されています。

人口減少は、産業、経済、教育、社会保障、財政をはじめ、多様な分野に影響を及ぼすため、人口減少を抑制するための多様な施策に取り組む必要があります。

## 2. 目標人口

### （1）総人口の目標

「嘉麻市人口ビジョン・総合戦略（平成 28（2016）年 3 月策定）」において、『平成 72（2060）年に、総人口 22,000 人を維持・確保することを目指す』としています。

この目標を達成するため、本計画の目標年次である平成 38（2026）年の目標人口を約 34,500 人とし、定住化の促進に向けた「住んでみたい」、「住み続けたい」と思えるまちづくりに総合的に取り組みます。

### （2）年齢別人口の目標

「嘉麻市人口ビジョン・総合戦略（平成 28（2016）年 3 月策定）」における推計値に基づき、平成 38（2026）年の年齢 3 区分別人口を以下のように設定します。

- ・年少人口（0～14 歳） : 約 3,900 人（総人口の 11.3%）
- ・生産年齢人口（15～64 歳） : 約 17,600 人（総人口の 51.0%）
- ・老年人口（65 歳以上） : 約 13,000 人（総人口の 37.7%）

## 1. 新しい都市構造の形成

新庁舎の建設及び交通体系の再編に合わせて、市の構造が明確になるよう、各拠点を結ぶ骨格軸を中心に、計画的に「整備」「改善」「保全」するゾーンを設定し、訪れる人にもわかりやすいまちづくりを進めます。

### （1）拠点の整備

新庁舎がある稲築地区中心部を“行政機能拠点”、碓井庁舎を中心とする地区を“教育文化・商業振興拠点”、嘉穂庁舎を中心とする地区を“観光・定住促進拠点”、山田庁舎を中心とする地区を“子育て・定住促進拠点”として、各拠点の機能を強化する土地利用を促進します。

### （2）拠点を結ぶ骨格軸の充実

国道 211 号及び国道 322 号を“広域連携軸”として位置づけ、道路の機能強化と沿道の都市的土地利用の誘導を図ります。

また、各拠点を結ぶ県道・市道を“地域連携ネットワーク”に位置づけ、交通体系の充実や沿道の

適切な土地利用の誘導を図ります。

### (3) 各ゾーンの機能の維持・向上

住宅地や集落地及び周辺の農地を含む地域を“田園・居住ゾーン”、その周辺の山間集落を含む山間地域を“山林ゾーン”、古処山・屏山・馬見山一帯の県立自然公園に指定された地域を“自然公園ゾーン”として位置づけ、各ゾーンの機能の維持・向上を図ります。

## 2. 土地利用の方針

### (1) 拠点

#### ●行政機能拠点（新庁舎周辺、稲築地区）

嘉麻市役所稲築庁舎をはじめ、公民館や保健センター等の行政機能が立地しています。今後は嘉麻市役所本庁舎の建設が予定されており、新たな拠点として整備していく必要があります。

このため、本拠点は管轄官公署との連携による行政機能の拠点として地区の振興を図ります。

#### ●教育文化・商業振興拠点（碓井庁舎周辺、碓井地区）

織田廣喜美術館、碓井平和祈念館、碓井郷土館、碓井図書館からなる碓井琴平文化館をはじめ、皿屋敷跡等の教育文化施設が立地するとともに、道の駅うすいといった商業振興施設が立地しています。

このため、本拠点は教育文化と商業の先導的な振興を図ります。

#### ●観光・定住促進拠点（嘉穂庁舎周辺、嘉穂地区）

益富城址、鮭神社、麟翁寺といった歴史文化を伝える史跡や社寺をはじめ、酒蔵等の観光施設が国道 211 号沿道に多く立地しています。

このため、本拠点は歴史文化や緑豊かな大自然を活かした観光を振興していくとともに、住みよい環境を活かして定住化の促進を図ります。

#### ●子育て・定住促進拠点（山田庁舎周辺、山田地区）

市民の交流・レクリエーション、福祉施設としての役割を担う山田ふれあいハウスをはじめ、山田生涯学習館、サルビアパーク等の施設が多く立地しています。また、幼稚園や保育所、小中学校、病院等の施設も多く集積していることから、子育てや居住面において優れた環境を有しています。

このため、本拠点は子育てしやすい環境を活かした子育て環境の整備や定住化の促進を図ります。

### (2) 骨格軸・ネットワーク

#### ●広域交流軸

広域交流軸は、国道 211 号に沿った南北軸と国道 322 号に沿った東西軸の 2 つの軸により構成されます。南北軸は、行政機能拠点を通り、飯塚市・九州自動車道福岡インターチェンジ方面と東峰村・大分自動車道日田インターチェンジ方面を結びます。東西軸は、嘉穂地区と山田地区を通り、朝倉市・大分自動車道甘木インターチェンジ方面と田川市・九州自動車道小倉南インターチェンジ方面を結びます。広域交流軸は、嘉麻市と周辺地域を結ぶ役割を担います。

また、広域交流を促すために沿道の都市的土地利用の整備や施設集積を積極的に図っていきます。

●地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークは、稲築・碓井・嘉穂・山田の4つの拠点を公共交通ネットワーク網で結びます。拠点ごとの役割や機能を生かし、相互補完することで市民の生活利便性の向上を図る役割を担います。

(3) ゾーン

●田園・居住ゾーン

既成市街地及び田園集落地の居住環境の整備・改善を進めます。また、農業・畜産業を維持・発展させるゾーンとして、土地利用を制限し田園環境の保全を図るとともに、圃場整備や農業施設の整備及び適切な維持管理により、農畜産物の生産基盤を整えるほか、体験農園や観光農園を通した新しい交流の場としての活用を図ります。

●山林ゾーン

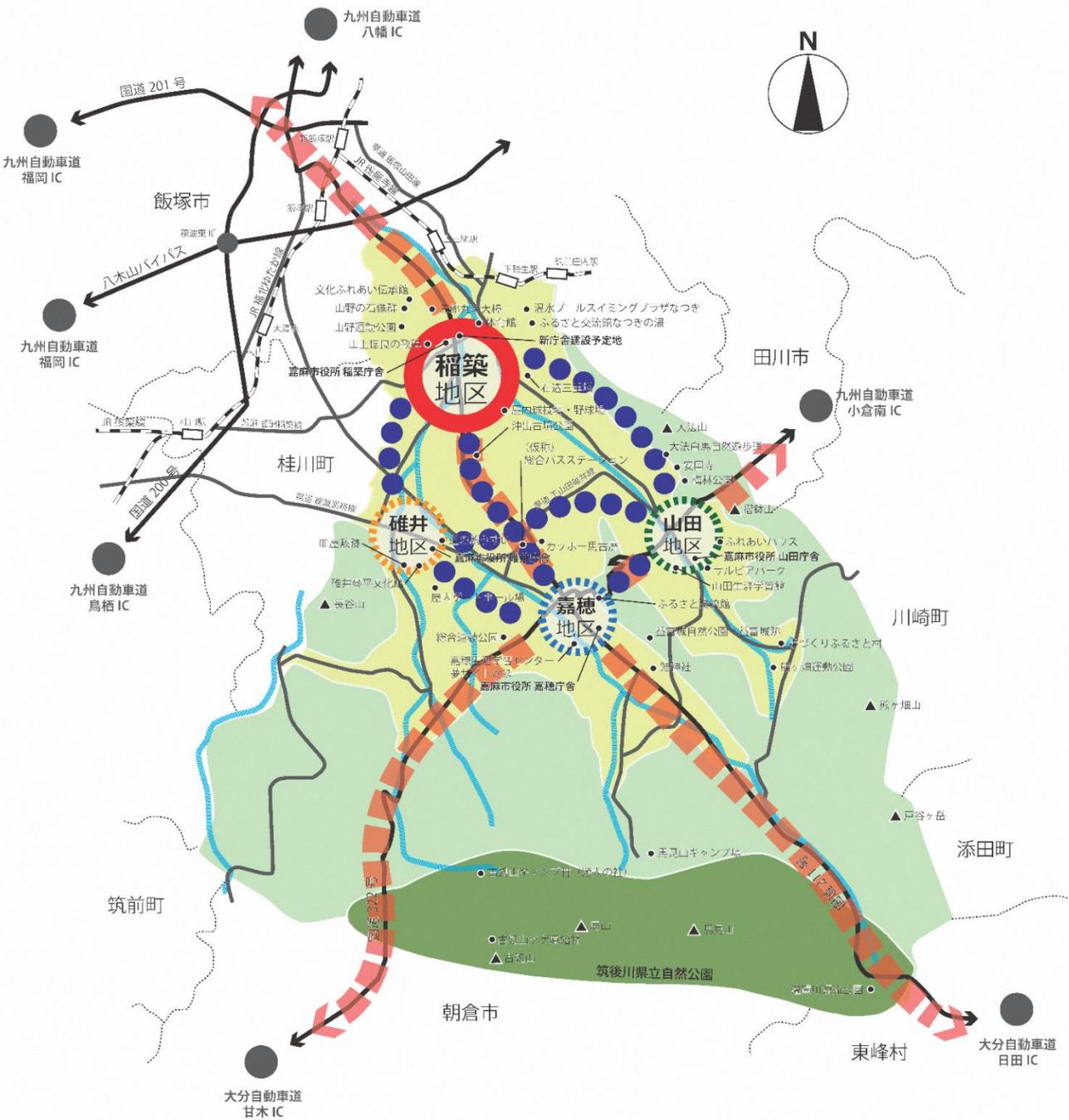
水源涵養林や保安林として、土地利用を制限し森林環境の保全を図るとともに、林道など林業・林産物等生産基盤を整え、林業・林産業の振興を図るほか、森林を活用した新しい観光・交流・レクリエーションゾーンとしての活用を図ります。

また、山間集落の存続を図るため、居住環境の整備・改善を進めます。

●自然公園ゾーン

県立自然公園として森林の自然環境の保全を行うとともに、森林を活用した観光・レクリエーションゾーンとしての活用を図ります。

### 3. 土地利用構想図



| 凡 例 |                   |
|-----|-------------------|
|     | 行政機能拠点（稲築地区）      |
|     | 教育文化・商業振興拠点（碓井地区） |
|     | 観光・定住促進拠点（嘉穂地区）   |
|     | 子育て・定住促進拠点（山田地区）  |
|     | 広域交流軸             |
|     | 地域連携ネットワーク        |
|     | 田園・居住ゾーン          |
|     | 山林ゾーン             |
|     | 自然公園ゾーン           |
|     | 国道                |
|     | 主要地方道             |
|     | 鉄道                |
|     | 河川                |

第1編

序論

第2編

基本計画

資料編

## 1. 施策の体系

### 将来像

いきたい 住みたい つながりたい 遠賀川源流のまち 嘉麻  
～ みんなで創る “誇れるふるさと” “未来のふるさと” ～

### 《視点》

段階的・戦略性

地域の魅力

柔軟な連携

健全財政

| 基本方針                                     | 基本施策  |
|--|---|
| <b>第1章</b><br>豊かな暮らしを支える<br>活力あるまちづくり    | 1. 地域の特性を活かした農林業の振興<br>2. 活気ある商業の振興<br>3. 活力ある工業の振興<br>4. 創業支援・企業誘致の推進<br>5. 観光まちづくりの推進と交流人口の拡大<br>6. 雇用対策・勤労者福祉・消費者保護の充実                 |
| <b>第2章</b><br>誰もが健やかに暮らせる<br>福祉のまちづくり    | 1. 生涯にわたるいきいきした健康社会の実現<br>2. いつまでも笑顔で元気に暮らせる高齢者福祉の充実<br>3. 子育て支援の充実<br>4. ノーマライゼーションの理念に基づく障がいのある人の福祉の充実<br>5. 安心・ゆとりのある地域福祉の充実           |
| <b>第3章</b><br>ふるさとに誇りを持てる<br>教育・文化のまちづくり | 1. 少人数指導等による学力向上<br>2. 個性又は能力を育成する学校教育の充実<br>3. 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進<br>4. 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進<br>5. 体力及び運動能力向上の推進<br>6. 市民文化の創造 |
| <b>第4章</b><br>自然と共生する<br>安全・安心なまちづくり     | 1. 計画的な土地利用<br>2. 暮らしや産業を支える道路網の整備<br>3. 公共交通の利便性の確保<br>4. 特色ある公園・緑地の整備と適切な維持管理<br>5. 快適な住環境の形成<br>6. 安心して暮らせるまちづくり<br>7. 環境にやさしいまちづくり    |
| <b>第5章</b><br>市民と行政による<br>協働のまちづくり       | 1. 人権教育・啓発の推進<br>2. 男女共同参画の推進<br>3. 市民参画の推進<br>4. 公共施設の適切な維持管理<br>5. 組織機構改革と人材育成<br>6. 財政健全化の推進   |

## 2. まちづくりの基本方針

### (1) 豊かな暮らしを支える活力あるまちづくり

若い世代の定住化やUターンを促進するため、暮らしの基盤である“産業振興と雇用の確保”に向けた施策に取り組みます。

産業の基盤である広域道路網の整備を国・県に要請しつつ、農林業については、生産基盤の整備とともに、“源流のまち”のイメージを活かした特産品の開発や販売体制等の充実を図ります。

商業については、各地区の空き店舗の活用等をはじめとした商店街の賑わいの回復に取り組むとともに、地元中小企業者の経営安定化への支援に取り組みます。

工業については、企業誘致用地の整備を推進しつつ、積極的な誘致に取り組むとともに、物流・商業施設など新たな産業集積や産学官連携を推進し、人材育成・研究開発を図ります。また、地元中小企業も含めた工業全体の活性化を図ります。

観光・交流については、広域観光ルートの設定や他産業と連携した体験型観光等に取り組み、観光・交流活動の活発化を推進します。

また、新しい雇用を生み出すための創業支援や雇用支援に向けた相談体制、情報提供等の充実を図ります。

#### 基本施策

1. 地域の特性を活かした農林業の振興
2. 活気ある商業の振興
3. 活力ある工業の振興
4. 創業支援・企業誘致の推進
5. 観光まちづくりの推進と交流人口の拡大
6. 雇用対策・勤労者福祉・消費者保護の充実



(株)福岡九州クボタとの農業振興に関する包括連携協定締結式

## (2) 誰もが健やかに暮らせる福祉のまちづくり

若い世代の移住・定住の促進に向け、妊娠から就学まで切れ目のない支援、段階や個人の実情に応じた適切な子育て支援を推進します。

また、市民一人ひとりが高齢になっても健康で安心して暮らし続けられるような総合的な条件整備や仕組みづくりを継続して進めます。

### 基本施策

1. 生涯にわたるいきいきした健康社会の実現
2. いつまでも笑顔で元気に暮らせる高齢者福祉の充実
3. 子育て支援の充実
4. ノーマライゼーションの理念に基づく障害者福祉の充実
5. 安心・ゆとりのある地域福祉の充実



子育て支援センター

### (3) ふるさとに誇りを持てる教育・文化のまちづくり

市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、いつでも、どこでも、あらゆる機会において学習することができ、その成果を地域等に活かせる社会の実現を目指し、特色ある学校教育や生涯学習に取り組むとともに、多様化・高度化する市民や地域ごとの文化・スポーツ活動などへの支援を継続して進めていきます。

また、児童生徒が安心・安全で楽しい学校生活が過ごせるような教育環境の整備はもとより、地域の人材活用や地域に開かれた学校づくりを推進します。

さらに、市内の歴史的な資源や、伝統文化の保護・継承・活用を行うとともに、本市の新しい文化を育む市民活動を支援していきます。

#### 基本施策

1. 少人数指導等による学力向上
2. 個性又は能力を育成する学校教育の充実
3. 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進
4. 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進
5. 体力及び運動能力向上の推進
6. 市民文化の創造



プロジェクトK

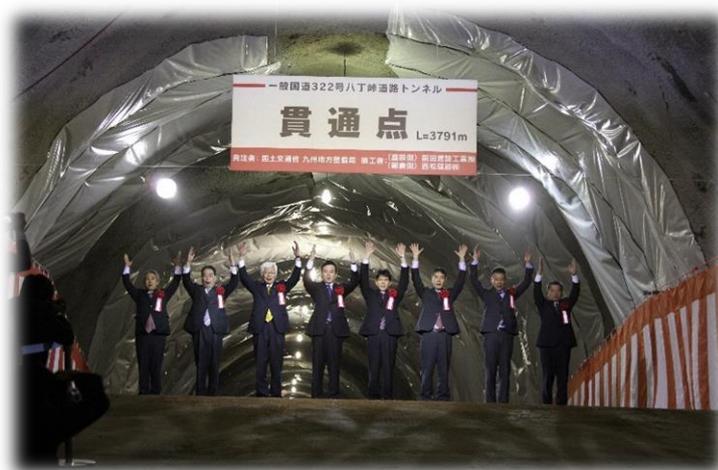
#### (4) 自然と共生する安全・安心なまちづくり

本市の定住化を促進するため、豊かな自然環境とのどかな田園環境の中で、地域コミュニティや買物・通勤等の利便性が確保された、「住んでみたい」、「住み続けたい」と思えるような快適な居住環境の形成に取り組みます。

このため、計画的な土地利用に基づき、道路網の整備・公共交通網の再編・買物等の利便性の確保、安全・安心の環境整備、快適な生活環境の整備などを推進します。

#### 基本施策

1. 計画的な土地利用
2. 暮らしや産業を支える道路網の整備
3. 公共交通の利便性の確保
4. 特色ある公園・緑地の整備と適切な維持管理
5. 快適な住環境の形成
6. 安心して暮らせるまちづくり
7. 環境にやさしいまちづくり



国道 322 号八丁峠トンネル貫通式

## (5) 市民と行政による協働のまちづくり

嘉麻市自治基本条例に基づき、市民と行政、男女が互いに社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮して築くまちづくりに向け、社会的身分、門地、人種、信条又は性別、多様な性のあり方、障がいの有無などによる偏見や差別のない社会づくりに向けた啓発を推進します。

また、新庁舎の建設にあわせた各支所の機能分担と組織体制の改革を進めるとともに、公共施設の再配置と適切な維持・管理・運営等に向け、民間活力の積極的な活用を図るなど、人口規模に見合った効率的な行財政運営に努めます。

### 基本施策

1. 人権教育・啓発の推進
2. 男女共同参画の推進
3. 市民参画の推進
4. 公共施設の適切な維持管理
5. 組織機構改革と人材育成
6. 財政健全化の推進



ワークショップ

発 行：令和4年9月

策定機関：嘉麻市

諮問機関：嘉麻市総合計画策定審議会





**KA**  
KAMA CITY IN FUKUOKA  
**MA**  
Nature  
Industry  
History  
Culture

